

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成29年11月



株式会社 一家ダイニングプロジェクト

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式304,087千円(見込額)の募集及び株式209,250千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式85,050千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成29年11月7日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社 一家ダイニングプロジェクト

千葉県市川市八幡二丁目 5 番 6 号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページを御覧下さい。

1. 事業の概況

当社は「あらゆる人の幸せに関わる日本一のおもてなし集団」をグループミッションに掲げ、以下の経営理念に従い、おもてなしを通して、関わる人と喜びと感動を分かちあえる企業を目指し、飲食事業及びブライダル事業を行っております。飲食事業においては、当社が企画・業態開発した飲食店「こだわりもん一家」「屋台屋 博多劇場」「Trattoria&WineBar TANGO」「鮓あらた」の直営店の運営を行っております。ブライダル事業においては、ブライダル施設「The Place of Tokyo」を運営し、結婚式の企画・施行及びその他パーティーの企画・施行などを行っております。

経営理念

- 一、お客様、関わる全ての人と喜びと感動を分かち合う。
- 一、誇りの持てる「家族のような会社」であり続ける。
- 一、夢を持ち、限りなき挑戦をしていく。



1. 事業の概況

飲食事業

当社の飲食事業の特徴はスタッフによる「おもてなし」であります。会社設立後、平成9年12月に千葉県市川市に1号店となる本八幡店(現こだわりもん一家本八幡店)を開店以来、「お客様、関わる全ての人と喜びと感動を分かち合う」という理念のもと、お客様を自分の大切な人(家族)と考え、接客しております。基本的なサービスマニュアルはあるものの、さらにスタッフは自ら考え、お客様にして欲しいことをして差し上げるという、同マニュアルにはないおもてなしを表現できるよう理念浸透、教育に取り組んでおります。

スタッフ全員でお客様をお出迎えするために、調理場からでも店内を見渡せるように店舗でオープンキッチンを導入し、調理場スタッフも含め、スタッフ一丸となりお客様をおもてなししております。



こだわりもん一家 13店舗



屋台屋 博多劇場 29店舗



Trattoria&Winebar TANGO 1店舗



鮨あらた 1店舗

業 態	特 徴
こだわりもん一家	「お客様の第二の我が家」をコンセプトに、お客様を「いらっしゃいませ」ではなく「おかえりなさい」とお出迎えするなど、まるで自分の家に居る様にくつろげるお店造りにこだわり、屋号を「こだわりもん一家」とし、営業しております。
屋台屋 博多劇場	「福岡・博多の風物詩である、中洲の屋台街の雰囲気や活気を再現した空間で、気軽に安くて旨い屋台飯を楽しんで頂ける、笑顔と活気があふれた劇場」をコンセプトに、屋号を「屋台屋博多劇場」とし、お店造りをしております。
Trattoria&WineBar TANGO	イタリア語で食堂という意味のトラットリア。イタリアの食堂の様に、気軽にワインと食事を楽しめる「イタリアンワインバー」です。
鮨 あらた	職人が市場に足を運び選んだ新鮮な食材を使い、素材の持ち味を活かし、職人が握る江戸前鮨を提供するお店です。

ブライダル事業

「想い出の場所は始まりの場所となり、永遠の場所となる」をコンセプトに掲げ、平成24年8月に東京都港区にブライダル施設「The Place of Tokyo」を開設し、ブライダル事業に参入いたしました。

当社の運営するブライダル施設は、東京のシンボルである東京タワーの前に位置し、東京タワーを一望できるチャペル、3種類の異なったデザインの披露宴会場をご用意し、1階にレストラン、屋上に会員制のバーを設けております。



RF バー



6F チャペル



4F 披露宴会場



1F レストラン

2. 飲食事業

こだわりもん一家

当社の創業時からの業態であり、「お客様の第二の我が家」をコンセプトに、お客様を「いらっしゃいませ」ではなく「おかえりなさい」とお出迎えするなど、まるで自分の家に居る様にくつろげるお店造りにこだわり、屋号を「こだわりもん一家」とし、営業しております。30代～50代のサラリーマンやOLを中心に、ご家族連れやカップルのお客様など、老若男女問わず様々なシーンでご利用頂いております。

店内の中央部には、その日水揚げされた新鮮な鮮魚や旬の野菜が並べられた食材のディスプレイを設置、その奥には開放感のあるオープンキッチンを配置し、目の前で食材や調理の姿を見て頂けます。

オープンキッチンを囲む様に配置されたカウンター席の間には、当業態の特徴である「畳」を設置。「畳」には着物を着た「女将」がおり、一人一人のお客様と会話をし、魚などは煮る焼く刺し身にするなどお客様の要望をお伺いし、お客様のご要望に合わせたおもてなしを致します。その他、様々な利用動機に対応できるように、カウンター席、テーブル席や掘り炬燵の宴会個室などをご用意しております。



■日本各地から地魚や旬の野菜、郷土の地酒や調味料を仕入れております。

素材の味を活かした炉端焼きを中心とした通常メニュー
旬の食材を使用し、45日ごとに年8回変わる旬彩メニュー
料理長が市場へ足を運び買い付けした日替わりメニュー
など、気軽に様々な和食メニューを楽しんで頂けます。



■「最愛の人が、我家に10年ぶりに遊びに来た時と同じ行動をする」をサービスコンセプトに、お客様を「いらっしゃいませ」ではなく「おかえりなさい」とお出迎えしております。



■店舗ごとに、その日の新鮮鮮魚や旬野菜を桶に入れて席までお持ちし、お客様に直接素材を見て頂き、お客様のお好きな調理法で料理を提供する「桶売りサービス」や、料理長一押しの厳選素材を、当社の通常販売価格より低価格で提供する「タイムセール」、お客様のお食事が進んだ頃に、メニューにはない料理長のおもてなしの一品を、出来立ての状態でお客様の席を回り販売する「中間サービス」など、料理を通じお客様と顧客接点を増やす取り組みを実施しております。



2. 飲食事業

屋台屋 博多劇場

「福岡・博多の風物詩である、中洲の屋台街の雰囲気や活気を再現した空間で、気軽に安くて旨い屋台飯を楽しんで頂ける、笑顔と活気があふれた劇場」をコンセプトに、屋号を「屋台屋博多劇場」とし、お店造りをしております。お店造りの特徴として、屋台をそのままお店にしたような店舗設計をしております。店内の活気やスタッフの笑顔が外からでもわかるように間口を広くし、遠くからでも一目で博多劇場だとわかる、店名の入った提灯やのれん、看板を掲げたファザードを設置しております。店内に入ると、串焼きや鉄板焼き、おでんといった屋台さながらのオープンキッチンとカウンター席。個室は作らず、開放感のある店舗内はスタッフの元気や活気がお客様に伝わる劇場をイメージし、設計しております。



■料理は「旨くて安い屋台飯」をコンセプトに、メニューを作成しております。

博多劇場名物であり、毎日手仕込みで作り、鉄鍋で調理する「鉄鍋餃子」をはじめ、肉や季節の野菜のほか、色々な食材を串に刺して焼く「博多串焼き」、博多名物であるもつ鍋をアレンジし、塩だれ・白味噌豆乳・チゲ風味と3種類の味の「博多もつ鍋」をご用意しております。

その他、鉄板焼きやおでんなどの屋台飯、辛子明太子や、ごま鯖などのメニューを取り揃え、ドリンクは、ハイボールや店内で仕込む自家製塩レモンサワー、その他様々な味わいのサワー、九州の酒蔵より取り寄せた焼酎など提供しております。



■元気と笑顔溢れるスタッフが、お客様に活気を提供できるお店を目指しております。サービスと商品を組み合わせることでお客様との接点を増やし、お客様と一緒に楽しんで頂ける取り組みとして、博多劇場名物の「鉄鍋餃子」100個(総重量1.5kg)を60分以内に食べきるイベントの実施や、誕生日に年の数の餃子のプレゼントや、乾杯ドリンクを通常料金で1リットルサイズに変更するなど、独自の会員システムの「屋台屋会員」をご用意しております。

3. ブライダル事業

当社のブライダル事業としては、ブライダル施設「The Place of Tokyo」を運営しております。同ブライダル施設は、東京のシンボルである東京タワーの目の前に位置し、チャペルと3つのバンケットのほか1階にはレストラン、屋上には会員制のスカイバーを併設しております。

当施設の最大の特徴は、天井がガラス張りになっており、東京タワーを一望できる開放的なチャペルであります。

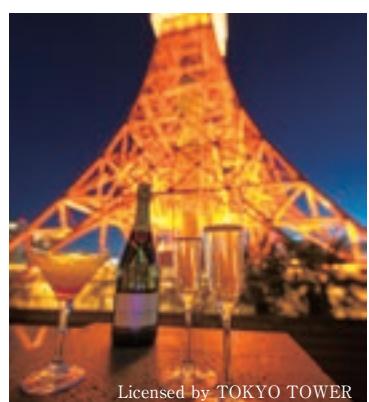
また、和モダンをデザインコンセプトとした4階の会場「Tower room」、オープンキッチンを併設した3階会場「Terrace room」、パリの宮殿をイメージした地下二階の会場「Grand room」と趣の異なる3つの披露宴会場をご用意し、新郎新婦様の様々なニーズにお応えします。



■婚礼料理は、小さなお子様からご年配の方まで幅広い年齢層のゲストにも喜んで頂けるよう、素材そのままの風味を活かし、日本人が慣れ親しんだ醤油や味噌を隠し味にした、和テイストのオリジナルのジャパニーズキュイジーヌを提供しております。また、お客様の要望に応じ、使用食材を出身地の食材を使用し提供メニューのアレンジを加えたり、通常用意するウエディングケーキを、新郎新婦のお気に入りの品に似せたケーキの作成をするなど、様々なニーズにお答えしております。



■「想い出の場所は始まりの場所となり、永遠の場所となる」をテーマに掲げ、結婚式を挙げて頂いた新郎新婦様には、最上階に併設する「Sky Bar TOMORI」の永久会員カードを贈呈しています。また、施設の1階には、世界各地の様々な食材を使用したWorld Seasonal Cuisineのレストラン「Terrace Dining TANGO」を併設しており、挙式された月の翌年同月1ヶ月間にレストランで利用できる、結婚一周年ディナーご招待チケットをプレゼントしております。以上のように、当社では結婚式後においても、当社ブライダル施設に来館していただけるように取り組んでおります。



4. 主要な経営指標等の推移

【主要な経営指標等の推移】

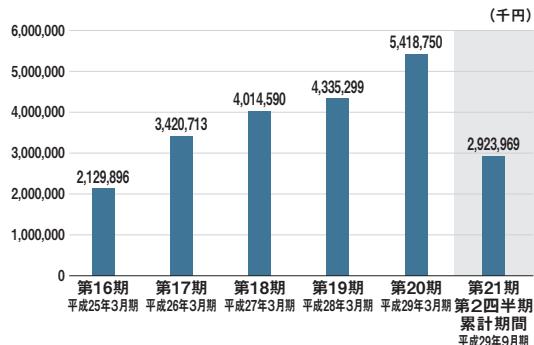
回 次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期 第2四半期
決 算 年 月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成29年 9月
売上高 (千円)	2,129,896	3,420,713	4,014,590	4,335,299	5,418,750	2,923,969
経常利益 (千円)	27,069	81,403	132,553	103,346	154,105	46,359
当期(四半期)純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△6,065	29,442	△43,358	34,710	76,164	28,717
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	26,000	26,000	26,000	99,500	124,200	143,200
発行済株式総数 (株)	580	580	580	64,000	65,900	66,900
純資産額 (千円)	187,192	216,635	173,277	329,029	474,345	546,504
総資産額 (千円)	1,516,660	1,986,310	2,234,053	2,700,617	2,957,448	3,181,744
1株当たり純資産額 (円)	322,745.76	373,509.55	298,753.58	257.05	359.90	408.45
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	△10,457.12	50,763.79	△74,755.97	29.91	59.49	21.57
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	12.3	10.9	7.8	12.2	16.0	17.2
自己資本利益率 (%)	△3.2	14.6	△22.2	13.8	19.0	5.6
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	265,881	321,207	100,372
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△338,201	△507,249	△221,094
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	343,704	51,091	159,064
現金及び現金同等物 の期末(四半期末)残高 (千円)	—	—	—	1,006,066	871,115	909,457
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	49 [69]	56 [90]	113 [126]	133 [156]	184 [210]	209 [260]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
 4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 5. 第16期、第17期及び第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額については、潜在株式がないため、記載しております。第19期及び第20期並びに第21期第2四半期については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しております。
 6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しております。
 7. 当社は第19期からキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第16期、第17期及び第18期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については、記載しております。
 8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト)は、年間平均雇用人数(1日1人8時間換算)を()外数で記載しております。
 9. 第19期及び第20期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けており、第21期第2四半期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。なお、第16期、第17期及び第18期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該数値については、新日本有限責任監査法人による監査を受けておりません。
 10. 第19期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当社は、平成27年11月1日付で普通株式1株につき100株、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。
 11. 平成27年11月1日付で株式1株につき100株、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受け担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

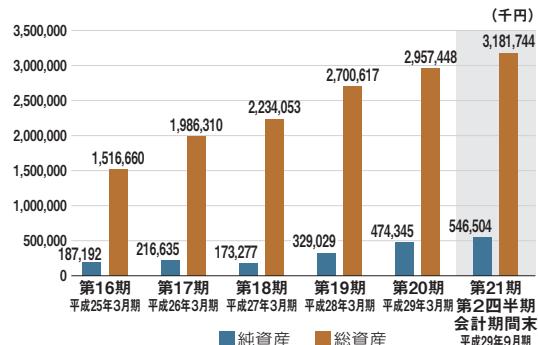
回 次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期 第2四半期
決 算 年 月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成29年 9月
1株当たり純資産額 (円)	161.37	186.75	149.38	257.05	359.90	408.45
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	△5.23	25.38	△37.38	29.91	59.49	21.57
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—

5. 業績等の推移

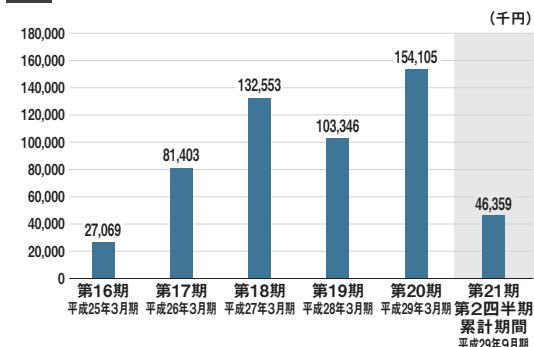
売上高



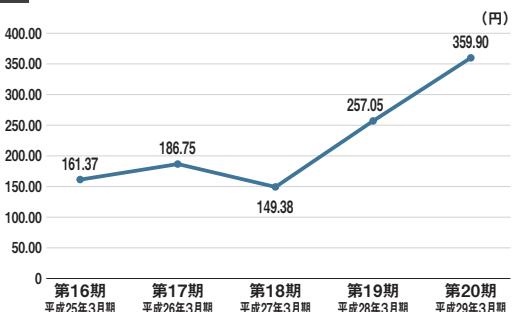
純資産／総資産



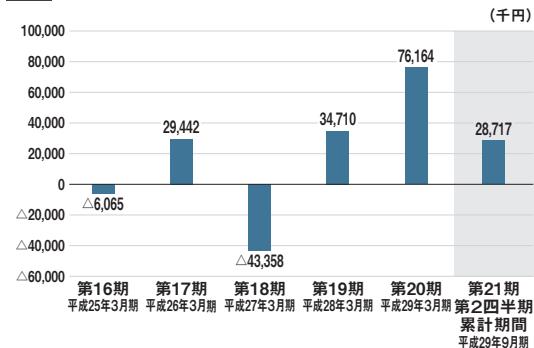
経常利益



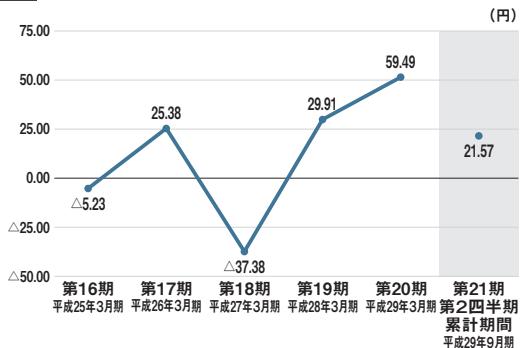
1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)



注)当社は、平成27年11月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割

及び平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。

上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)」の各グラフでは、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	6
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	7
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	7
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	9
第二部 【企業情報】	11
第1 【企業の概況】	11
1 【主要な経営指標等の推移】	11
2 【沿革】	13
3 【事業の内容】	14
4 【関係会社の状況】	16
5 【従業員の状況】	16
第2 【事業の状況】	17
1 【業績等の概要】	17
2 【生産、受注及び販売の状況】	20
3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	21
4 【事業等のリスク】	24
5 【経営上の重要な契約等】	27
6 【研究開発活動】	27
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
第3 【設備の状況】	31
1 【設備投資等の概要】	31
2 【主要な設備の状況】	31
3 【設備の新設、除却等の計画】	32

第4 【提出会社の状況】	33
1 【株式等の状況】	33
2 【自己株式の取得等の状況】	44
3 【配当政策】	44
4 【株価の推移】	44
5 【役員の状況】	45
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	47
第5 【経理の状況】	54
1 【財務諸表等】	55
第6 【提出会社の株式事務の概要】	107
第7 【提出会社の参考情報】	108
1 【提出会社の親会社等の情報】	108
2 【その他の参考情報】	108
第四部 【株式公開情報】	109
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	109
第2 【第三者割当等の概況】	110
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	110
2 【取得者の概況】	112
3 【取得者の株式等の移動状況】	113
第3 【株主の状況】	114
監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年11月 7 日	
【会社名】	株式会社一家ダイニングプロジェクト	
【英訳名】	Ikka Dining Project.,Ltd	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 武長 太郎	
【本店の所在の場所】	千葉県市川市八幡二丁目 5 番 6 号	
【電話番号】	047-302-5115	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 高橋 広宜	
【最寄りの連絡場所】	千葉県市川市八幡二丁目 5 番 6 号	
【電話番号】	047-302-5115	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 高橋 広宜	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券 の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 売出金額 (引受人の買取引受による売出し)	304,087,500円
	ブックビルディング方式による売出し (オーバーホロットメントによる売出し)	209,250,000円
	ブックビルディング方式による売出し (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払 込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額で あります。	85,050,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	159,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成29年11月 7 日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成29年11月24日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」といいます。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」といいます。)に伴い、その需要状況等を勘案し、37,800株を上限として、S M B C 日興証券株式会社が当社株主である武長太郎(以下「貸株人」といいます。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
これに関連して、当社は、平成29年11月 7 日開催の取締役会において、本募集及び引受人の買取引受による売出しとは別に、S M B C 日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式37,800株の新規発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成29年12月4日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」といいます。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成29年11月24日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいいます。）により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	159,000	304,087,500	164,565,000
計(総発行株式)	159,000	304,087,500	164,565,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成29年11月7日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成29年12月4日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,250円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は357,750,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格(円)	引受価額(円)	払込金額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位(株)	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成29年12月5日(火) 至 平成29年12月8日(金)	未定 (注) 4	平成29年12月11日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成29年11月24日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況等、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年12月4日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年11月24日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成29年12月4日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成29年12月4日に決定する予定であります。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成29年12月12日(火)(以下「上場(売買開始)日」といいます。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記「① 申込取扱場所」へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込みに先立ち、平成29年11月27日から平成29年12月1日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 本八幡支店	千葉県市川市八幡二丁目16番7号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数(株)	引受けの条件
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
いよいし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
計	—	159,000	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成29年11月24日に決定する予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成29年12月4日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
329,130,000	7,000,000	322,130,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,250円)を基礎として算出した見込額であります。
 2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額322,130千円及び本第三者割当増資の手取概算額上限77,972千円については、全額を平成31年3月期の飲食事業における新規出店14店舗のうち9店舗(「屋台屋 博多劇場」7店舗・「こだわりもん一家」2店舗)のための設備投資資金へ充当する予定であります。

その内訳は、建物付属設備・工具器具備品等の固定資産として355,102千円、敷金及び保証金として45,000千円を見込んでおります。設備計画の内容については、後記「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載のとおりであります。

なお、上記手取金は、具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成29年12月4日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」といいます。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	93,000	209,250,000	千葉県市川市 武長 太郎 93,000株
計(総売出株式)	—	93,000	209,250,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で、37,800株を上限として、SMB'C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,250円)で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成29年 12月 5日(火) 至 平成29年 12月 8日(金)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成29年12月4日）に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	37,800	85,050,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番 1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	37,800	85,050,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘査した上で行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しがあります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,250円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 平成29年 12月 5 日(火) 至 平成29年 12月 8 日(金)	100	未定 (注) 1	S M B C 日興証券 株式会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成29年12月4日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C 日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、37,800株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」といいます。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C 日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」といいます。)を、平成30年1月5日を行使期限として付与します。

SMB C 日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から平成30年1月5日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」といいます。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C 日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C 日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C 日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成29年12月4日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C 日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C 日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成29年11月7日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 37,800株
(2)	募集株式の払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。(注)2
(4)	払込期日	平成30年1月11日(木)

- (注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における払込金額（会社法上の払込金額）と同一とし、平成29年11月24日開催予定の取締役会において決定します。
2. 割当価格は、1株につき、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の本募集における引受価額と同一とし、平成29年12月4日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である武長太郎、当社株主である株式会社TKコーポレーション、株式会社DDホールディングス、The CFO Consulting株式会社及び西山知義、当社の新株予約権者である秋山淳、岩田明、野瀬健、高橋広宜、渡邊桂一、鈴木大輔、池田大樹、清水将登、幸田翼、紺谷圭市、渡辺貴之、赤羽郁穂、湯沢光晴、森誠、福井俊太、深川智行、河島義矩、大澤亮、小宮山栄二、中村聰志及び牧野倫太郎は、SMB C日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成30年6月9日までの期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (千円)	2,129,896	3,420,713	4,014,590	4,335,299	5,418,750
経常利益 (千円)	27,069	81,403	132,553	103,346	154,105
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△6,065	29,442	△43,358	34,710	76,164
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	26,000	26,000	26,000	99,500	124,200
発行済株式総数 (株)	580	580	580	64,000	65,900
純資産額 (千円)	187,192	216,635	173,277	329,029	474,345
総資産額 (千円)	1,516,660	1,986,310	2,234,053	2,700,617	2,957,448
1株当たり純資産額 (円)	322,745.76	373,509.55	298,753.58	257.05	359.90
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	△10,457.12	50,763.79	△74,755.97	29.91	59.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	12.3	10.9	7.8	12.2	16.0
自己資本利益率 (%)	△3.2	14.6	△22.2	13.8	19.0
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	265,881	321,207
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△338,201	△507,249
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	343,704	51,091
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	1,006,066	871,115
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	49 [69]	56 [90]	113 [126]	133 [156]	184 [210]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
 4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 5. 第16期、第17期及び第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額については、潜在株式がないため、記載しておりません。第19期及び第20期については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
 6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 7. 当社は第19期からキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第16期、第17期及び第18期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については、記載しておりません。
 8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト）は、年間平均雇用人数（1日1人8時間換算）を()外数で記載しております。
 9. 第19期及び第20期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第16期、第17期及び第18期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、第16期、第17期及び第18期の財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けておりません。
 10. 第19期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。当社は、平成27年11月1日付で普通株式1株につき100株、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。
 11. 平成27年11月1日付で株式1株につき100株、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
1株当たり純資産額 (円)	161.37	186.75	149.38	257.05	359.90
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	△5.23	25.38	△37.38	29.91	59.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

年月	概要
平成9年10月	千葉県市川市に有限会社ロイスカンパニー（資本金3,000千円）を設立
平成9年12月	1号店として「くいどころバー一家（現こだわりもん一家）本八幡店」を千葉県市川市にオープン
平成10年6月	「くいどころバー一家（現こだわりもん一家）船橋店」を千葉県船橋市にオープン
平成12年5月	「こだわりもん一家柏店」を千葉県柏市にオープン。同時にくいどころバー一家からこだわりもん一家に屋号変更
平成12年8月	有限会社から株式会社へ組織変更し、同時に商号を「株式会社一家ダイニングプロジェクト」へ変更
平成13年3月	「こだわりもん一家 津田沼店」を千葉県船橋市にオープン
平成19年11月	古民家を改築した一軒家型の「こだわりもん一家 成田店」を千葉県成田市にオープン
平成22年2月	屋台屋博多劇場1号店目として「屋台屋博多劇場 成田店」を千葉県成田市にオープン
平成23年8月	屋台屋博多劇場の初の都心部の出店となる「屋台屋博多劇場 八重洲店」を東京都中央区にオープン
平成24年8月	プライダル施設「The Place of Tokyo」を東京都港区にオープンし、プライダル事業へ参入
平成25年10月	こだわりもん一家の都内旗艦店となる「こだわりもん一家銀座店」を東京都中央区にオープン
平成26年12月	「Trattoria&Winebar TANGO六本木店」を東京都港区にオープン
平成27年2月	本格江戸前鮓「鮓 あらた銀座店」を東京都中央区にオープン
平成27年5月	屋台屋博多劇場10号店目となる「屋台屋博多劇場 西新宿店」を東京都新宿区にオープン
平成28年3月	株式会社ダイヤモンドダイニング（現 株式会社DDホールディングス）より出資を受け資本提携
平成28年3月	埼玉県初出店となる「屋台屋博多劇場 大宮店」を埼玉県さいたま市にオープン
平成28年5月	東京本社を東京都港区に開設
平成28年7月	直営店30店舗目となる「こだわりもん一家 東陽町店」を東京都江東区にオープン
平成28年8月	こだわりもん一家10店舗目となる「こだわりもん一家 西船橋店」を千葉県船橋市にオープン
平成29年6月	ガレージダイニングプロジェクト1号店となる「屋台屋博多劇場 大井町店」を東京都品川区にオープン

3 【事業の内容】

当社は「あらゆる人の幸せに関わる日本一のおもてなし集団」をグループミッションに掲げ、以下の経営理念に従い、おもてなしを通して、関わる人と喜びと感動を分かちあえる企業を目指し、飲食事業及びブライダル事業を行っております。

経営理念

1. お客様、関わる全ての人と喜びと感動を分かち合う。
2. 誇りの持てる「家族のような会社」であり続ける。
3. 夢を持ち、限りなき挑戦をしていく。

飲食事業においては、当社が企画・業態開発した飲食店「こだわりもん一家」「屋台屋 博多劇場」「Trattoria&WineBar TANGO」「鮓あらた」の直営店の運営を行っております。ブライダル事業においては、ブライダル施設「The Place of Tokyo」を運営し、結婚式の企画・施行及びその他パーティーの企画・施行などを行っております。

なお、当社は単体で事業を行っており、企業集団は形成しておりません。また、当社の報告セグメントは、飲食事業とブライダル事業です。

各事業の具体的な内容は次のとおりであります。なお、（1）飲食事業及び（2）ブライダル事業の区分は「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 飲食事業

当社の飲食事業の特徴はスタッフによる「おもてなし」であります。

当社は、会社設立以来、「お客様、関わる全ての人と喜びと感動を分かち合う」という理念のもと、お客様を自分の大切な人（家族）と考え、接客しております。基本的なサービスマニュアルはあるものの、さらにスタッフは自ら考え、同マニュアルにはないおもてなしを表現できるよう理念浸透、教育に取り組んでおります。

また、スタッフ全員でお客様をお出迎えするために、調理場からでも店内を見渡せるように店舗でオープンキッチンを導入し、調理場スタッフも含め、スタッフ一丸となりお客様をおもてなししております。こだわりもん一家業態ではカウンター席とキッチンの間に「畳」を設置しております。「畳」には着物を着た「女将」があり、一人一人のお客様にあわせ、魚などは煮る焼く刺し身にするなどお客様の要望をお伺いし、お客様のご要望に合わせたおもてなしを致します。

当社の飲食事業における、主な業態は以下のとおりであります。

業態	特徴	店舗数
こだわりもん一家	<p>「お客様の第二の我が家」をコンセプトに、お客様を「いらっしゃいませ」ではなく「おかえりなさい」とお出迎えするなど、まるで自分の家に居る様にくつろげるお店造りにこだわり、屋号を「こだわりもん一家」とし、営業しております。30代～50代のサラリーマンやOLを中心に、ご家族連れやカップルのお客様など、老若男女問わず様々なシーンでご利用頂いております。</p> <p>店内の中央部には、その日水揚げされた新鮮な鮮魚や旬の野菜が並べられた食材のディスプレイを設置、その奥には開放感のあるオープンキッチンを配置し、目の前で食材や調理の姿を見て頂けます。</p> <p>オープンキッチンを囲む様に配置されたカウンター席の間には、当業態の特徴である「畳」を設置。「畳」には着物を着た「女将」があり、一人一人のお客様と会話をし、魚などは煮る焼く刺し身にするなどお客様の要望をお伺いし、お客様のご要望に合わせたおもてなしを致します。その他、様々な利用動機に対応できるように、カウンター席、テーブル席や掘り炬燵の宴会個室などをご用意しております。</p> <p>日本各地から地魚や旬の野菜、郷土の名物調味料や地酒を仕入れております、素材の味を活かした炉端焼きを中心とした通常メニュー、旬の食材を使用し、45日ごとに年8回変わる旬彩メニュー、料理長が市場へ足を運び買い付けした日替わりメニューなど、気軽に様々な和食メニューを楽しんで頂けます。</p> <p>店舗ごとに、その日の新鮮魚や旬野菜を桶に入れて席までお持ちし、お客様に直接素材を見て頂き、お客様のお好きな調理法で料理を提供する「桶売りサービス」や、料理長一押しの厳選素材を、当社の通常販売価格より低価格で提供する「タイムセール」、お客様のお食事が進</p>	13店舗

	んだ頃に、メニューにはない料理長のおもてなしの一品を、出来立ての状態でお客様の席を回り販売する「中間サービス」など、料理を通じお客様と顧客接点を増やす取り組みを実施しております。	
屋台屋 博多劇場	<p>「福岡・博多の風物詩である、中洲の屋台街の雰囲気や活気を再現した空間で、気軽に安くて旨い屋台飯を楽しんで頂ける、笑顔と活気があふれた劇場」をコンセプトに、屋号を「屋台屋博多劇場」とし、お店造りをしております。お店造りの特徴として、屋台をそのままお店にしたような店舗設計をしております。店内の活気やスタッフの笑顔が外からでもわかるように間口を広くし、遠くからでも一目で博多劇場だとわかる、店名の入った提灯やのれん、看板を掲げたファザードを設置しております。店内に入ると、串焼きや鉄板焼き、おでんといった屋台さらなるオープンキッチンとカウンター席。個室は作らず、開放感のある店内はスタッフの元気や活気がお客様に伝わる劇場をイメージし、設計しております。</p> <p>料理は「旨くて安い屋台飯」をコンセプトに、メニューを作成しております。博多劇場名物であり、毎日手仕込みで作り、鉄鍋で調理する「鉄鍋餃子」をはじめ、肉や季節の野菜のほか、色々な食材を串に刺して焼く「博多串焼き」、博多名物であるもつ鍋をアレンジし、塩だれ・白味噌豆乳・チゲ風味と3種類の味の「博多もつ鍋」をご用意。その他、鉄板焼きやおでんなどの屋台飯、辛子明太子や、ごま鯖などのメニューを取り揃え、ドリンクは、ハイボールや店内で仕込む自家製塩レモンサワー、その他様々な味わいのサワー、九州の酒蔵より取り寄せた焼酎など提供しております。</p> <p>サービスと商品を組み合わせることでお客様との接点を増やし、お客様と一緒に楽しんで頂ける取り組みとして、博多劇場名物の「鉄鍋餃子」100個（総重量1.5kg）を60分以内に食べきるイベントの実施や、誕生日に年数の餃子のプレゼントや、乾杯ドリンクを通常料金で1リットルサイズに変更するなど、独自の会員システムの「屋台屋会員」をご用意しております。</p>	29店舗
Trattoria&WineBar TANGO	イタリア語で食堂という意味のトラットリア。イタリアの食堂の様に、気軽にワインと食事を楽しめる「イタリアンワインバー」です。アンティークとモダンをテーマに設計した店内には、ピッツア専用の石窯とワインセラーを設置しており、笑顔あふれるスタッフが400度を超える高熱の石窯にて焼き上げるナボリピッツアと、ソムリエが厳選した常備30種類以上のワインを提供しております。	1 店舗
鮓 あらた	職人が市場に足を運び選んだ新鮮な食材を使い、素材の持ち味を活かし、職人が握る江戸前鮓を提供しております。	1 店舗
	合計	44店舗

(注) 平成29年9月30日現在の直営店舗数を記載しております。

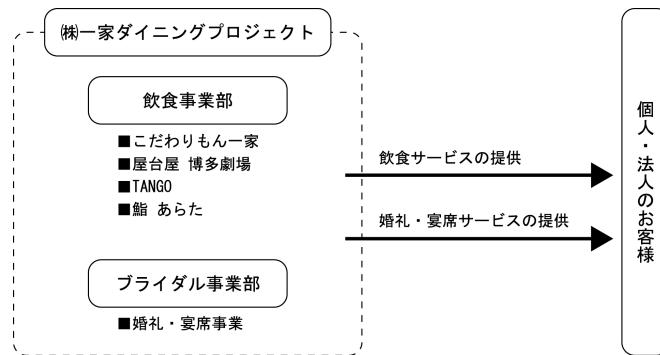
(2) プライダル事業

当社のプライダル事業としては、プライダル施設「The Place of Tokyo」を運営しております。同プライダル施設は、東京のシンボルである東京タワーの目の前に位置し、東京タワーを一望できる開放的なチャペルと、和モダンをデザインコンセプトとしてデザインした4階の会場「Tower room」、オープンキッチンを併設した3階会場「Terrace room」、パリの宮殿をイメージした地下2階の会場「Grand room」と趣の異なる3つの披露宴会場を用意しております。

婚礼料理は、小さなお子様からご年配の方まで幅広い年齢層のゲストにも喜んで頂けるよう、素材そのままの風味を活かし、日本人が慣れ親しんだ醤油や味噌を隠し味にした、和テイストのオリジナルのジャバニーズキュイジーヌを提供しております。また、お客様の要望に応じ、使用食材を出身地の食材を使用し提供メニューのアレンジを加えたり、通常用意するウエディングケーキを、新郎新婦のお気に入りの品に似せたケーキの作成をするなど、様々なニーズにお答えしております。

「想い出の場所は始まりの場所となり、永遠の場所となる」をコンセプトに掲げ、結婚式を挙げて頂いた新郎新婦様には最上階に併設する「Sky Bar TOMORI」の永久会員カードを贈呈しています。また、施設の1階には、世界各地の様々な食材を使用したWorld Seasonal Cuisineのレストラン「Terrace Dining TANGO」を併設しており、挙式された月の翌年同月1ヶ月間にレストランで利用できる、結婚一周年ディナーご招待チケットをプレゼントしております。以上のように、当社では結婚式後においても、当社プライダル施設に来館していただけるように取り組んでおります。

当社の主要な事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

当社は非連結子会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成29年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
209 (260)	27.6	2.8	3,967

セグメントの名称	従業員数(名)
飲食事業	150 (243)
ブライダル事業	46 (13)
全社(共通)	13 (4)
合計	209 (260)

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人数（1日1人8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 最近1年間において従業員（臨時雇用者を除く）が26名増加しております。主な理由は、新規出店等の事業拡大によるものであります。
4. 全社(共通)は、主に管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第20期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

① 全社業績

当事業年度における我が国経済は、各種政策などを背景に、企業業績や雇用情勢の改善傾向が続くなからで、全体として緩やかな回復基調で推移しております。しかしながら一方で、個人消費の回復までには至らず、アジア新興国経済の減速や、米大統領の政策運営などの影響による世界経済の不確実性が高まるなど、未だ先行きが不透明な状態であります。

外食産業におきましては、人材不足の深刻化による人件費・採用費用の高騰、消費者の節約傾向の高まりおよび原材料の高騰、企業間での顧客獲得競争の激化など依然として厳しい経営環境であります。

このような状況のなか、当社は『あらゆる人の幸せに関わる日本一のおもてなし集団』という『グループミッション』のもと、より多くのお客様におもてなしによって感動を提供する為に、首都圏へのこだわりもん一家や博多劇場業態の新規出店やブライダル事業への参入、当社の経営理念を理解し賛同した人材の確保およびサービス力向上に注力して参りました。

この結果、当事業年度における売上高は、5,418,750千円（前事業年度比25.0%増）、営業利益157,421千円（前事業年度比43.0%増）、経常利益154,105千円（前事業年度比49.1%増）、当期純利益は76,164千円（前事業年度比119.4%増）となりました。

② セグメント業績

飲食事業においては、主力業態の新規出店、サービス力向上および店舗オペレーションの改善に継続して注力してまいりました。新規出店に関しては、直営店10店舗（屋台屋博多劇場7店舗、こだわりもん一家3店舗）を出店いたしました。一方で、店舗立地等の環境変化や店舗の運営状況を勘案し「屋台屋博多劇場」を1店舗閉店いたしました。これにより他業態を含む直営店が合計で36店舗となりました。

屋台屋博多劇場業態におきましては、消費者ニーズを考慮し、メニュー構成の改善により客単価を下げることで、よりリーズナブルな価格設定にいたしました。合わせて、継続的な会員獲得をすることで会員客数が順調に推移しております。こだわりもん一家業態におきましては、当事業年度当初から客単価が減少傾向にありましたが、サービス力向上およびメニュー構成の改善などにより、徐々に従来の水準へと推移しております。これにより、飲食事業部の既存店売上げは概ね順調に推移しております。

また、屋台屋博多劇場、こだわりもん一家の両業態において、リライトカードや会員シールを利用し、再来店の際に条件に応じて特典が受けられる会員サービスを行っておりましたが、スマートフォンアプリを使った会員システムに切り替え、再来店の際に条件に応じて特典が受けられるサービスはそのままに、リアルタイムでのプッシュ通知によるイベント告知やクーポンの配信などが受けられる会員サービスを開始したことなどによる会員サービス向上により、リピート客数は好調に推移しております。

以上の結果、売上高においては3,081,196千円（前事業年度比30.9%増）し、新規出店による備品等の経費計上、労務環境整備のためのパート採用や最低時給の上昇等による人件費増により、セグメント利益（営業利益）は109,194千円（前事業年度比6.2%減）となりました。

ブライダル事業においては、結婚式場紹介所との連携強化、結婚情報誌や結婚式場紹介サイトの記載内容の見直しによる来館数・成約率の向上、接客ロールプレイングによるスタッフ教育によりサービス力向上に継続して注力してまいりました。婚礼売上は、サービス力の向上および少人数パーティーの取り込みの強化による来館数・施行件数の増加により、順調に推移しております。宴席売上は、人的リソースの追加による施行件数・リピート客数の増加により順調に推移しております。ブライダル施設内のレストラン売上はサービス力向上および商品改善による客単価の増加により好調に推移しております。売上高においては2,337,553千円（前事業年度比18.0%増）、セグメント利益（営業利益）48,227千円（前事業年度はセグメント損失6,317千円）となりました。

第21期第2四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当第2四半期累計期間における我が国経済は、雇用情勢や企業収益の改善を背景に、緩やかな回復基調にあるものの、米国政権の動向に対する懸念や地政学的リスクの高まりなど、先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、業界全体として緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、人材不足の深刻化による人件費・採用費の上昇、原材料の高騰や企業間競争の激化など、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社は『あらゆる人の幸せに関わる日本一のおもてなし集団』というグループミッションのもと、より多くのお客様におもてなしによって感動を提供する為に、事業の拡大、当社の経営理念を理解し賛同した人材の確保及びサービス力向上に注力して参りました。

飲食事業においては、都内を中心に主力業態の新規出店、サービス力向上及び店舗オペレーションの改善、自社アプリ会員の獲得によるリピーター客数の増加に継続して注力してまいりました。新規出店に関しては、都心部への出店（屋台屋博多劇場六本木店、こだわりもん一家渋谷店等）の他、株式会社ダイヤモンドダイニング（現 株式会社DDホールディングス）から開発支援を受け「ガレージダイニングプロジェクト」（駐車場などの遊休地にアメリカから取り寄せたスチールキャビンを設置する出店形式）として出店した屋台屋博多劇場大井町店、埼玉県内2号店目となる屋台屋博多劇場本川越店を含む直営店8店舗（こだわりもん一家2店舗、屋台屋博多劇場6店舗）を出店し、直営店が合計で44店舗となりました。また、継続的な会員獲得により、リピーター客数も好調に推移しております。

プライダル事業においては、結婚式場紹介所との連携強化、結婚情報誌や結婚式場紹介サイトの記載内容の見直しによる来館数・成約率の向上、接客ロールプレイングによるサービス力向上、コスト削減、宴席の新規案件の取り込み及びリピート客数の増加、レストランのサービス力、商品力の向上及び新規客数の増加に継続して注力してまいりました。

以上の結果、当第2四半期累計期間における売上高は2,923,969千円、営業利益は47,540千円、経常利益は46,359千円、四半期純利益は28,717千円となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 飲食事業

売上高は1,761,632千円、セグメント利益（営業利益）は10,766千円となりました。

② プライダル事業

売上高は1,162,336千円、セグメント利益（営業利益）は36,773千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第20期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は871,115千円（前事業年度比13.4%減）となりました。

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは321,207千円の収入（前事業年度は265,881千円の収入）となりました。これは、税引前当期純利益115,643千円、減価償却費141,866千円及び減損損失32,049千円の計上、仕入債務の増加21,509千円及び未払金の増加23,118千円などによる資金の増加が、前払費用の増加25,329千円及び法人税等の支払37,869千円などによる資金の減少を上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは507,249千円の支出（前事業年度は338,201千円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出433,521千円及び差入保証金の差入による支出74,387千円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは51,091千円の収入（前事業年度は343,704千円の収入）となりました。これは、長期借入れによる収入600,000千円及び新株の発行による収入49,400千円による資金の増加が、長期借入金の返済による支出576,368千円及びリース債務の返済による支出21,940千円などによる資金の減少を上回ったことによるものであります。

第21期第2四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物の期末残高は909,457千円となりました。当第2四半期累計期

間におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは100,372千円の収入となりました。これは、税引前四半期純利益46,359千円、減価償却費80,798千円の計上、仕入債務の増加9,025千円及びその他の負債の増加26,791千円などによる資金の増加が、その他の資産の増加22,076千円及び法人税等の支払39,545千円などによる資金の減少を上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは221,094千円の支出となりました。これは、有形固定資産の取得による支出266,339千円及び差入保証金の差入による支出19,686千円などによる資金の減少が、投資有価証券の償還による収入81,225千円などによる資金の増加を上回ったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは159,064千円の収入となりました。これは、長期借入れによる収入450,000千円及び株式の発行による収入38,000千円による資金の増加が、長期借入金の返済による支出319,027千円などによる資金の減少を上回ったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当社の事業は提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、「生産実績」に変えて、「仕入実績」を記載いたします。

第20期事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高	前年同期比(%)
飲食事業（千円）	920,396	129.1
ブライダル事業（千円）	962,703	115.6
合計	1,883,099	121.9

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 金額は、仕入価格によっております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当社で行う飲食事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

なお、第20期事業年度におけるブライダル事業の受注実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
ブライダル事業	1,790,903	100.2	1,079,731	90.2

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

第20期事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高	前年同期比(%)
飲食事業（千円）	3,081,196	130.9
ブライダル事業（千円）	2,337,553	118.0
合計	5,418,750	125.0

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書（本書）提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、経営理念を「お客様、関わる全ての人と喜びと感動を分かち合う」、「誇りの持てる家族のような会社であり続ける」、「夢を持ち限りなき挑戦をしていく」としております。

この経営理念の下、「あらゆる人の幸せに関わる日本一のおもてなし集団」とするグループのミッションを掲げ、事業活動に取り組む方針であります。

(2) 経営戦略等

当社は、平成30年3月期を初年度とする3ヶ年の中期経営計画を策定し、長期持続的な成長に向けた基本的な経営戦略を定めております。

今後は、中期経営計画に基づき、当社では飲食事業の主軸である「こだわりもん一家」業態と「屋台屋博多劇場」業態を年間10店舗以上、関東圏の一都三県を中心に新規出店するとともに、以下に取り組み、事業拡大をしてまいります。

① サービス力の向上

当社は、お客様を自分の大切な人（家族）と考え、接客する上で、「お客様がして欲しいことをして差し上げる」というコンセプトの下、経営理念の浸透と教育に取り組んでおります。今後もサービス力向上のため、飲食事業では、店長をはじめ社員を対象としたサービス勉強会を実施し、その中でサービス理念やサービス手法の共有などを行い、また、店舗ミーティングでは接客ロールプレイングの実施、覆面調査の結果を踏まえた店舗改善の検討を行うなどアルバイトメンバーまでサービス意識の落とし込みを図ってまいります。優秀店舗の成功事例プレゼンテーションや、優秀メンバーの表彰・賞賛、感動サービスストーリーの共有を行うイベントを定期的に実施し、経営理念の浸透、サービスに対する意識統一、サービス力の向上に努めてまいります。

ブライダル事業では常にプランナーの接客ロールプレイング、サービスツールの見直しを継続的に行い、キッチンスタッフとの連携を強めることで、ブライダル施設全体としてのサービス力の底上げを図ってまいります。また、優秀プランナーによる実際にあった結婚式での取り組みやサービス対応、感動事例をプレゼンテーション形式で共有するイベントの継続的な開催することで、プランナーのサービス力の向上に努めてまいります。

② 商品力や調理技術の向上

飲食事業では、新規出店による仕入れ量の増加に伴い、大量仕入れによるスケールメリットの追求や配送コスト削減によるコストダウンを継続的に行い、よりコストパフォーマンスが高い商品開発を行ってまいります。

飲食事業ならびにブライダル事業において、今後も商品力を高めるために、社内の調理コンテストの開催や、調理指導の継続的な実施、日本全国への視察及び仕入れルートの開拓を行ってまいります。また、アルバイトメンバーへの教育については、調理工程を動画配信するなど、教育ツールの整備を行い調理技術の向上に努めてまいります。

③ 人材の確保と育成について

従来の新卒採用・中途採用に加え、時流に合わせ合同説明会や各種就職イベントの積極的な参加、また、地方の学校への訪問などを行ってまいります。従業員満足がより高い顧客満足に繋がると考えており、従業員が「働きながら学べる会社」として採用後のフォローアップ、様々な教育カリキュラムの充実、また、インセンティブ制度の見直し、労働環境の整備等、各種イベントによる人材交流を継続的に行うことで、今後も人材の確保と、採用後の育成に注力してまいります。

④ リピート率の向上

お客様の満足度を上げ再来店を促すために、スマートフォンアプリを使った当社独自の会員システムを導入

し、お客様へ直接リアルタイムでのプッシュ通知による販促活動等を行っておりましたが、今後もユニークなイベント告知や効果的なクーポンの配信などを継続的にプラッシュアップし有効活用することで、リピート率の向上に努めてまいります。

(3) 経営環境

飲食事業を取り巻く環境は、外食産業の市場規模は平成4年をピークに減少傾向にありましたが、直近は平成24年をボトムに持ち直し傾向にあります。持ち直しの要因としては、リーマンショックによる外食不況が緩和し景気回復の兆しが見え外食支出額が増加したことや、法人交際費等の下げ止まり、東日本大震災の反動等、訪日外国人の増加などが挙げられます。

しかしながら、消費者の生活防衛意識の高まりやそれに加え中食市場の成長、消費者の飲食嗜好の多様化などにより企業間競争は激しさを増しており、引き続き厳しい経営環境が続いていくものと予想されます。

ブライダル事業を取り巻く環境は、国内人口の減少に伴い結婚適齢期といわれる男女の人口は縮小傾向にあり、挙式や披露宴を実施せず入籍手続きのみ行うカップルが増加していることもあり、少子高齢化と共にブライダルマーケット全体が縮小していくことが懸念されています。また、近年婚礼スタイルの多様化に伴い、従来のホテルや専門式場での挙式・披露宴のみならずゲストハウスウェディングやリゾートウェディング、海外での挙式など増加している傾向があります。一方、消費者の特別な日に対する消費マインドの変化や晩婚化の影響、結婚をされる新郎新婦の親に当たる団塊世代の金銭的支援などもあり、1組あたりの結婚式単価は上昇傾向にあり、業績を伸ばしている企業があります。

今後2020年の東京オリンピックの開催に向け、老舗ホテルの大幅リニューアルやゲストハウスウェディング、レストランウェディング市場を中心に新規企業の参入による競争激化なども予想され、厳しい経営環境が続いていくものと予想されます。

当社は、飲食事業及びブライダル事業において、上記に記載したような経営環境の変化への対応が重要であると認識しております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、中期経営計画に定めた戦略の実行にあたって、下記の事項を対処すべき課題として認識し、経営に取り組んでまいります。

① 既存店売り上げの維持向上

外食産業は、個人消費の動向に影響を受けやすく、比較的の参入が容易であることから、企業間競争は激化しております。また、ブライダル産業は、少子化による結婚適齢期人口の減少、価値観の多様化による結婚式実施率の低下及び他業種からの参入等により事業環境は厳しさを増しております。以上のことより、当社では厳しい環境下の中で、既存店の売り上げを維持し向上させていくことが重要課題であると認識しております。

その中で、当社の飲食事業においては、お客様に価値が高いと感じて頂ける商品の開発や笑顔と活気の溢れる店舗造りにこだわり、サービス力の向上に努めています。また、当社の会員システムにより、リピート率の向上を図る戦略により他社と差別化を図っております。今後も商品開発やサービス力の向上の取り組みを継続的に実施し、清潔で衛生的な店舗の状態を維持し、リピーターを増やすことで、店舗収益力の維持・向上を図っていく方針であります。

ブライダル事業では、他会場にはないロケーションを活かし、「想い出の場所は始まりの場所となり、永遠の場所となる」をテーマに掲げ、挙式後も何度も来ていただける会場として運営することで、他社と差別化を図っておりますが、今後においても、継続的にリピーター戦略を実施し、様々なニーズに対応した商品の開発を行い、サービス力の向上に対する取り組み等を実施していくことで他社との差別化を図ってまいります。

② 新規出店の継続、出店エリアの拡大

当社の飲食事業は、「こだわりもん一家」と「屋台屋 博多劇場」を中心に、飲食店を首都圏において展開しておりますが、新たな収益確保とブランドの認知およびブランド力向上のために、新規出店の継続、出店エリアの拡大が重要課題の一つと認識しております。当社では、継続して新規出店を行い、出店エリアの拡大を図ってまいります。そのために物件情報の確保、社内体制の更なる強化に取り組んでまいります。

③ 衛生・品質管理の強化・徹底

外食産業においては、食中毒事故の発生や偽装表示の問題などにより、食品の安全性に対する社会的な要請が強くなっています。当社は、食に対する安全衛生管理を第一に考え、各店舗やプライダル施設の衛生的で安全な環境造りや商品の品質管理を徹底し、安全な商品をお客様に安心してお召し上がり頂けるように努めていますが、お客様に永続的に安全な商品を提供し続けることは、重要課題であると認識しております。当社の衛生マニュアルに基づき、各店舗において衛生・品質管理を徹底すると共に、定期的な外部検査機関による衛生検査や、本社人員による店舗監査を実施し、今後も法令改正等に対応しながら、衛生・品質管理体制の強化を図っていく方針であります。

④ 人材の採用・教育

当社が安定的な成長を確保し、グループミッションを達成するためには、人材の確保と継続的な人材の教育が必要不可欠であると考えております。当社の経営理念を理解し、賛同した人材の採用・定着を最重要課題とし、新規学卒者、中途採用による社員確保およびメンバー（パート・アルバイト）の採用に、積極的に取り組んでまいります。

人材教育に関しては、「働きながら学べる環境造り」を教育テーマに、メンバーを含めた各役職・階層別に応じた社内研修プログラムや、理念浸透や各店舗の成果発表を目的としたイベントの充実、外部研修機関による講習の活用により、理念浸透、サービス力の向上及び運営力強化を図ってまいります。

また、インセンティブ制度の見直しや労働環境の整備等、各種イベントによる人材交流等の取り組みにより、ロイヤリティの向上や離職率低下を図り、上記取り組みとあわせ、人材の採用と教育を強化してまいります。

⑤ 経営管理体制の強化

当社では、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレートガバナンスへの積極的な取り組みが必要不可欠であると考えております。コンプライアンスの徹底、内部監査体制の充実および全従業員に対しての継続的な啓発、教育活動を行っていく方針であります。

4 【事業等のリスク】

本有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書（本書）提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 市場環境について

(外食市場環境について)

外食産業を取り巻く環境は、近年の景気状況等を背景とした個人消費支出における選別化、食の安全性に対する消費者意識の高まりおよび低価格競争の激化、弁当・惣菜等の中食市場の成長等により、全体的な市場規模は縮小傾向にあるため、外食業界の既存店舗では前年に比べ売上高が減少する傾向にあります。当社では、既存顧客の満足度向上や新たな顧客創造のために、各業態における品質・サービスレベルの向上、新メニュー開発および積極的な会員獲得活動によりリピーターの育成などの施策や、店舗改装等により既存店舗の収益を図ると同時に、直営店舗の関東圏への新規出店を積極的に行ってまいりますが、市場環境の悪化が進む場合には当社の業績に影響を与える可能性があります。

(ブライダル市場環境・婚礼スタイルに対する意識・嗜好の変化について)

総務省の「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所などの調査により、国内では少子化が進み、結婚適齢期に当たる男女が減少傾向にあることが示唆されております。また、同世代の未婚率は増加傾向にあり、中長期的にはブライダルマーケットが縮小する可能性があります。そして、婚礼様式が時代とともに変化し、少数人數婚や海外挙式などのニーズも増加しており、近年多様化している傾向があります。

当社は、時代のニーズやトレンドを把握し、潜在的な顧客嗜好を喚起し得る婚礼スタイルの企画・提案に努めておりますが、今後、市場の縮小が想定以上に急激であった場合や婚礼スタイルに対する意識・嗜好の変化に対応できない場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 競合他社の影響について

当社は、飲食事業において新規出店をする際には、商圈誘引人口、交通量及び競合店調査、賃借条件等の立地調査を綿密に行った上で新規出店の意思決定をしております。しかしながら、当社の出店後に交通アクセスが変化した場合や、同業他社等から新規参入があった場合には、そこに新たな競合関係が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、ブライダル事業において、ホテルや専門式場が既存施設のリニューアルを通してゲストハウスウェディングへ進出するほか、異業種からの新規参入など、業界における他社との競合状況が激化した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 原材料の調達リスクについて

当社が使用する食材や仕入れ商品は多岐にわたるため、新たな原料产地の開拓や分散調達等のリスクヘッジに継続的に努めていますが、疾病の発生や、天候不順、自然災害の発生等により、必要量の原材料確保（仕入れ商品量確保）に困難な状況が生じ、また市場価格や為替相場の変動により、仕入価格が高騰し売上原価が上昇することにより、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(4) 事業にかかる各種法的規制について

当社は、会社法、金融商品取引法および法人税法等の一般的な法令に加え、当社が建設・運営する店舗・施設については、建築基準法、消防法およびその他法令・各種条例による規制および飲食の提供に関する食品衛生法や食品リサイクル法等による規制、顧客との契約に関する消費者契約法等による規制、酒類提供に関する未成年者飲酒禁止法及び道路交通法による規制、深夜0時以降に酒類を提供する店舗を規制する風俗営業法、その他環境・リサイクル関連法規などの各種規制や労働関連の法令および施設設備に關わる各種法規制や制度の制限を受けております。

当社は、法令遵守の精神に基づき、これらの法的規制に関して細心の注意を払い事業を進めておりますが、万が一法的規制に抵触し、建築計画や事業計画に関して何らかの是正措置を命じられた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、各種法的規制が強化された場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 食品衛生法と食品の安全管理について

当社は、各店舗・施設において料飲商品を提供しているため、食品衛生法の規制対象となり、飲食店を新規出店するにあたっては、食品衛生管理者を置き、厚生労働省令の定めるところにより、所轄保健所より営業許可を受けなければなりません。その為、所轄保健所から営業許可書を取得し、全店舗に食品衛生責任者を配置し運営しております。

当社は、食品の安全性を重視し、各店舗・施設においては責任者による日常的な衛生チェック、本部人員による定期検査や改善指導等を実施しております。さらに、社内ルールに則した衛生管理を徹底するほか、外部専門機関による衛生検査、検便検査を定期的に実施しており、普段から食品衛生管理体制の遵守を心がけております。しかしながら、万が一当社や当社関連施設において食中毒などの衛生事故が発生した場合には、食品等の廃棄処分、営業許可の取り消しおよび営業の禁止等を命じられることがあります。この結果、金銭的な損失に加えて、当社の社会的信用の低下を招くことで、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) 商品表示について

外食産業においては、一部企業の産地偽装や賞味期限の改ざんなど、商品表示の適正性、信頼性等において消費者の信用を失墜する事件が発生しております。そのため、食材の安全性に対する社会的な要請が強くなっております。当社は、適正な商品掲示のための社内体制の整備、強化に取り組んでおりますが、食材等の仕入れ業者も含めて、表示内容に重大な誤りが発生した場合には、社会的信用の低下等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7) 商標管理について

当社は、店舗で使用する商標「こだわりもん一家」や「博多劇場」等につきましては、原則として商標登録を行っており、当社が保有する商標について、第三者の商標権等を侵害している事実はありませんが、第三者の商標権を侵害していると認定され、その結果、使用差し止めや使用料・損害賠償等の支払いを請求された場合、また、そのことにより当社の信用が低下した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 地震その他の天災について

当社の経営する店舗およびブライダル施設は首都圏に集中しております。当社の店舗・施設の設備や店舗運営および挙式披露宴運営に影響を及ぼす首都圏における大規模な地震や台風等による自然災害が発生し、長期間にわたり業務を中断するなど想定した以上の事態が発生した場合、売上の低下等により、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。また、自然災害等による店舗・施設の損壊の程度によっては、大規模な修繕の必要性から、多額の費用が発生する可能性があり、保険などにより填補できない場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 人財の確保・育成について

当社は、今後の事業運営と展開において、社員人材の確保・育成が重要な課題の一つであると考えております。そのために当社は、人材採用活動を積極的に行う一方で、目標管理とその成果が適切に評価に反映される人事制度や、手厚い教育研修制度を確立する等、当社の事業運営と展開に見合った人材育成と確保のための体制作りに注力していく方針です。しかし、今後の事業展開において、必要な人材が計画どおりに確保・育成できない場合には、各事業の業績拡大が計画どおりに進まず、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10) パートタイマー・アルバイトの雇用について

当社の店舗運営においては、アルバイトと呼ばれる短時間労働者が多数在籍しております。毎年、多数のパート・アルバイト社員を雇用しておりますが、今後の人団態様の変化により、適正な労働力を確保できない可能性があります。また、法令に従い加入対象者については社会保険の加入を進めておりますが、今後、短時間労働者の社会保険加入義務化の適用が拡大された場合や、各種労働法令の改正等、あるいは、厚生年金保険等、パート・アルバイト社員の待遇に関連した法改正が行われた場合、保険料の増加など人件費負担が増加する可能性があるため、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(11) 個人情報の取扱について

当社は、事業活動のために必要な、お客様やお取引先の個人情報や機密情報を取得しております。これら、個人情報や機密情報の保護については、法令遵守に社内規程に基づき管理体制を強化し細心の注意を払っております。しかしながら、人為的なミスや何らかの不正アクセス等により、個人情報等が予期せぬ事態にて漏洩した場合、当社の社会的信用の低下や損害賠償請求の発生等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(12) 情報システムについて

当社は、管理部をはじめ飲食事業部・ブライダル事業部等の運営において売上管理、損益管理および食材の受発注業務、顧客情報管理、勤怠管理および給与計算、会計処理および支払業務などの情報システムを使用しております。その情報システムにおいて、機密情報を保持しセキュリティを確保するために、当社では、外部からの不正アクセスまたはコンピューターウィルス等の侵入を防止し、内部からの情報流出を防止するべくシステムを整備するとともに、データの消失に備えデータのバックアップを行い、アクセス権限の設定、パスワード管理により、機密漏洩の防止に努めております。しかしながら、これらの措置にも関わらず、万一、システムダウンによるネットワークの障害等不測の事態、不正アクセス等による機密情報や個人情報など漏洩した場合には、事業の効率性の低下や、社会的信用の失墜により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(13) インターネット等による風評被害について

ソーシャルメディアの急激な普及に伴い、インターネット上の書き込みや、それを要因とするマスコミ報道等による風評被害が発生・拡散した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(14) 直営店舗・施設の貸借について

当社は、事務所や店舗・施設の建物を賃借しております。賃借期間は賃貸人との合意により更新可能ですが、賃貸人側の事情により賃借契約を解約される可能性があります。ブライダル施設においては、建物を定期賃借契約しており、契約期間満了後も施設営業を継続すべく賃貸人とのコミュニケーションを図り友好関係を構築しておりますが、建物の賃貸借契約が賃貸人側の事情により更新できない可能性があります。その場合には、ブライダル事業の業績は当社全体における業績に対する割合は高く、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、新規出店等の際において、当社は賃貸人に対し保証金を差し入れております。当社は、新規出店時に賃貸人の与信管理を徹底しておりますが、賃貸人の財政状態が悪化した場合、このうちの全部又は一部が倒産その他の賃貸人に生じた事由により回収できなくなるリスクや、貸借物件の継続使用が困難になることも考えられます。その場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(15) 業績の季節変動について

当社において、飲食事業では忘年会等の需要による客数の増加により、第3四半期に売上高が増加する傾向にあります。また、ブライダル事業では、気候が安定する10月～11月に婚礼の需要の高まりにより第3四半期に売上高が増加する傾向があります。当社全体では、これら上記の傾向により、第3四半期に売上高および営業利益が増加する傾向があり、売上高はある程度季節的な変動があることを前提とした計画を立てております。なお、ブライダル事業にて繁忙期となる10月～11月、飲食事業部にて繁忙期となる12月等において天候不順、あるいは台風などの天災、その他不測の事態の発生等によっては本来売上を見込んでいる時期の業績が伸び悩み、当社の業績に影響を与える可能性があります。

第20期（平成29年3月期）における四半期別の売上高及び営業利益の構成は次のとおりであり、第3四半期に売上高および営業利益が増加しております。

(単位：売上/営業利益・千円 構成比・%)

	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		平成29年3月期合計	
	売上 構成比	営業 利益 構成比	売上 構成比	営業 利益 構成比	売上 構成比	営業 利益 構成比	売上 構成比	営業 利益 構成比	売上 構成比	営業 利益 構成比
飲食事業部	683,483 22.2	△1,771 △1.6	736,099 23.9	△30,556 △28.0	876,894 28.5	98,916 90.6	784,718 25.4	42,605 39.0	3,081,196 100.0	109,194 100.0
プライダル事業部	609,954 26.1	25,778 53.5	587,713 25.1	8,686 18.0	687,465 29.4	40,876 84.7	452,420 19.4	△27,113 △56.2	2,337,553 100.0	48,227 100.0
合計	1,293,438 23.9	24,006 15.3	1,323,812 24.4	△21,870 △13.9	1,564,360 28.9	139,792 88.8	1,237,138 22.8	15,492 9.8	5,418,750 100.0	157,421 100.0

(注) 1 売上高/営業利益には、消費税等は含まれておりません。

2 構成比は通期に対する割合であります。

(16) 有利子負債について

当社は、主に金融機関から、飲食・プライダル両事業部の拡大などを目的とした資金調達を行っております。金融機関とは良好な関係を維持しており、金利についても現在のところ特に金利引き上げの要請は受けおりませんが、今後の金融情勢の変動により金利が大幅に上昇した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(17) 減損会計について

当社は、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しており、保有資産の将来キャッシュ・フロー等を算定し減損の測定等を実施しております。今後、保有資産から得られるキャッシュ・フローが悪化し、将来キャッシュ・フローが見込めない等の事象が生じた場合には減損損失が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(18) 配当政策について

当社は、継続的に当期純利益を計上しておりますが、現在成長過程にあり、事業規模の拡大および財務基盤の強化を目的として内部留保の充実を優先してきたため、設立以来配当を実施しておりません。しかしながら、当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、今後は、経営成績および財務状況等を総合的に勘案しながら、配当の実施を検討してまいります。

(19) その他のリスクについて

当社の公募増資による資金調達の使途については、事業拡大の設備投資資金等に充当する予定であります。しかしながら、当社を取り巻く外部環境や経営環境の変化に対応するため、資金調達を予定以外の使途に充当する可能性があります。また、資金使途の効果が当社の想定と異なった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書（本書）提出日提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっての見積り、判断及び仮定を過去の経験や状況に応じ合理的と判断される入手可能な情報により継続的に検証し、意思決定を行っております。

(2) 経営成績の分析

第20期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度の経営成績は、「第2 事業の状況 1 業績等の概要」に記載のとおりありますが、その主な要因は次のとおりです。

当社は、「あらゆる人の幸せに関わる日本一のおもてなし集団」というグループミッションを実現するために、飲食事業においては、既存店はお客様満足度を上げることでリピート率を高めると同時に、新規出店によりブランド力を上げ、より広範囲での認知を図っております。ブライダル事業においては、ロケーションの良さにサービス力等のアップでより付加価値を高める取り組みをしております。こだわりもん一家、屋台屋博多劇場の両業態において、リライトカードや会員シールを利用し、再来店の際に条件に応じて特典が受けられる会員サービスを行っておりましたが、スマートフォンアプリを使った会員システムに切り替え、再来店の際に条件に応じて特典が受けられるサービスはそのままに、リアルタイムでのプッシュ通知によるイベント告知やクーポンの配信などが受けられる会員サービスを開始することで会員獲得の強化を図りました。その他、良好で衛生的な店舗環境の状態作りに努め、サービスの外部チェックによる強化、メニューの改定と単価変更等の取り組みを実施いたしました。また、飲食事業の新規店舗については、前事業年度9店舗に対し、当事業年度は10店舗を開店いたしました。その結果、売上高は5,418,750千円（前事業年度比25.0%増）、売上総利益は3,539,421千円（前事業年度比26.7%増）となりました。

販売費及び一般管理費については、新規店舗の増加により人件費1,209,317千円（同40.8%増）、地代家賃524,150千円（同15.8%増）などの増加により3,382,000千円（前事業年度比26.0%増）となりました。以上の結果、営業利益は157,421千円（前事業年度比43.0%増）となりました。

また、有価証券利息及び受取手数料などの営業外収益を12,061千円、支払利息などの営業外費用を15,377千円計上した結果、経常利益は154,105千円（前事業年度比49.1%増）となり、減損損失等の特別損失39,972千円及び法人税等を39,479千円計上した結果、当期純利益は76,164千円（前事業年度比119.4%増）となりました。

第21期第2四半期累計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、雇用情勢や企業収益の改善を背景に、緩やかな回復基調にあるものの、米国政権の動向に対する懸念や地政学的リスクの高まりなど、先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、業界全体として緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、人材不足の深刻化による人件費・採用費の上昇、原材料の高騰や企業間競争の激化など、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社は『あらゆる人の幸せに関わる日本一のおもてなし集団』というグループミッションのもと、より多くのお客様におもてなしによって感動を提供する為に、事業の拡大、当社の経営理念を理解し賛同した人材の確保及びサービス力向上に注力して参りました。

飲食事業においては、都内を中心に主力業態の新規出店、サービス力向上及び店舗オペレーションの改善、自社アプリ会員の獲得によるリピーター客数の増加に継続して注力してまいりました。新規出店に関しては、都心部への出店（屋台屋博多劇場六本木店、こだわりもん一家渋谷店等）の他、株式会社ダイヤモンドダイニング（現 株式会社DDホールディングス）に開発支援を受け「ガレージダイニングプロジェクト」（駐車場などの遊休地にアメリカから取り寄せたスチールキャビンを設置する出店形式）として出店した屋台屋博多劇場大井町店、埼玉県内2号店目となる屋台屋博多劇場本川越店を含む直営店8店舗（こだわりもん一家2店舗、屋台屋博多劇場6店舗）を出店し、直営店が合計で44店舗となりました。また、継続的な会員獲得により、リピーター客数も好調に推移しております。

ブライダル事業においては、結婚式場紹介所との連携強化、結婚情報誌や結婚式場紹介サイトの記載内容の見直

しによる来館数・成約率の向上、接客ロールプレイングによるスタッスマネジメントによりサービス力向上、コスト削減、宴席の新規案件の取り込み及びリピート客数の増加、レストランのサービス力、商品力の向上及び新規客数の増加に継続して注力してまいりました。

以上の結果、当第2四半期累計期間における売上高は2,923,969千円、営業利益は47,540千円、経常利益は46,359千円、四半期純利益は28,717千円となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 飲食事業

売上高は1,761,632千円、セグメント利益（営業利益）は10,766千円となりました。

② プライダル事業

売上高は1,162,336千円、セグメント利益（営業利益）は36,773千円となりました。

(3) 財政状態の分析

第20期事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当事業年度末における総資産は、現金及び預金が128,941千円減少したものの、新規店舗のオープンに伴い有形固定資産合計が283,912千円増加、敷金及び保証金が74,341千円増加したことなどにより、2,957,448千円（前事業年度比256,831千円の増加）となりました。

負債については、買掛金が21,509千円、未払金が23,118千円、未払法人税等が17,562千円及び前受金が14,698千円、その他の流動負債が52,904千円増加したことなどにより、2,483,102千円（前事業年度比111,514千円の増加）となりました。

純資産については、利益剰余金が76,164千円、資本金及び資本準備金がそれぞれ24,700千円増加したことなどにより、474,345千円（前事業年度比145,316千円の増加）となりました。

第21期第2四半期会計期間（自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日）

当第2四半期会計期間末における総資産は、その他の流動資産が65,095千円減少したものの、現金及び預金が41,345千円増加、新規店舗のオープンに伴い有形固定資産合計が208,460千円増加したことなどにより、3,181,744千円（前事業年度比224,295千円の増加）となりました。負債については、未払法人税等が13,539千円減少したものの、1年内返済予定の長期借入金が30,428千円、長期借入金が100,545千円及び資産除去債務が23,960千円増加したことなどにより、2,635,239千円（前事業年度比152,136千円の増加）となりました。

純資産については、増資により資本金及び資本剰余金がそれぞれ19,000千円増加したこと、四半期純利益の計上に伴い利益剰余金が28,717千円増加したことなどにより546,504千円（前事業年度比72,158千円の増加）となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当事業年度における現金及び現金同等物の期末残高は871,115千円（前事業年度比13.4%減）となりました。

当社の所要資金は、主に新規出店に伴う保証金の支払と店舗造作等の有形固定資産の取得のための資金であります。これは、銀行借入により調達しております。また、経常の運転資金は自己資本により賄っております。

なお、詳細は「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、様々な要因の変化の影響を受ける可能性があります。時流を見つめ顧客ニーズに対応していくと共に、新規出店の選別を厳しくして、他の外食企業との差別化を図り、お客様満足度の向上に努め、持続的な成長の維持と収益基盤の強化を図ってまいります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

外食業界自体の縮小と業界内の競争が激化する中、対策を講じる必要があると認識しております。お客様のニーズの変化を把握し、来店動機を増大させます。また商品・サービスの品質をプラスアップしていくとともに、新規出店を加速することで、当社への認知度を上げ更なる成長を図ってまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

外食業界を取り巻く環境は、人口減少や競争激化等により、今後も厳しい状況の中でいかにお客様のニーズを把握して満足度を向上させて展開していくかが重要であると認識しております。今後におきましては、継続的な人材採用や教育の強化、お客様満足の追求を目的とした営業力強化等により更なる企業価値の向上を目指してまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第20期事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当事業年度の設備投資については、飲食事業セグメントにおいて10店舗の新規出店及び1事業所の開設を実施しており、その設備投資の総額は420,411千円となりました。なお、有形固定資産の他、敷金及び保証金を含めて記載しております。

また、飲食事業セグメントにおいて閉店による設備の撤去、什器の除却等に伴う減損損失32,049千円を計上しております。

第21期第2四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

当第2四半期累計期間の設備投資については、飲食事業セグメントにおいて8店舗の新規出店を実施しており、その設備投資の総額は364,313千円となりました。なお、有形固定資産の他、敷金及び保証金を含めて記載しております。

また、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下の通りであります。

平成29年3月31現在

事業所名	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数(名)
			建物及び構築物	工具器具及び備品	土地(面積㎡)	リース資産	その他	合計	
こだわりもん一家 本八幡店他11店舗 (千葉県他)	飲食事業	営業用店舗設備	321,144	24,466	—	537	66,293	412,443	51 (48)
屋台屋博多劇場成 田店他23店舗 (千葉県他)	飲食事業	営業用店舗設備	488,269	43,868	—	—	—	532,137	68 (139)
Trattoria& WineBar TANGO・ 鮨あらた (東京都他)	飲食事業	営業用店舗設備	63,866	4,167	—	—	—	68,033	8 (3)
The Place of Tokyo (東京都)	ブライダル 事業	営業用及び事 務所設備	63,918	2,271	—	22,858	—	89,048	45 (16)
本社 (千葉県他)	全社	事務所設備	6,535	2,704	—	—	—	9,240	12 (4)
その他 (静岡県)	全社	福利厚生施設	34,567	—	6,215 (502)	—	—	40,782	— (—)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 帳簿価額のうち「その他」は建設仮勘定であります。

4. リース契約により他の者から賃借している設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料(千円)	リース契約残高(千円)
こだわりもん一家 千葉店	飲食事業	営業用店舗設備	60	—
こだわりもん一家 神保町店	飲食事業	営業用店舗建物	10,800	61,200
The Place of Tokyo	ブライダル事業	事務所設備	321	959
	ブライダル事業	営業用店舗建物	240,000	1,000,000
本社	全社	事務所設備	651	2,197

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成29年9月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力 (席)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
屋台屋博多劇場 海浜幕張店 (千葉県千葉市 美浜区)	飲食事業	店舗設備	46,220	13,573	自己資金又は借入金	平成29年 9月	平成29年 10月	120
平成30年3月期 出店予定屋台屋 博多劇場2店舗	飲食事業	店舗設備	96,000	—	自己資金又は借入金	平成29年 10月以降	平成30年 3月まで	(注) 4
平成30年3月期 出店予定こだわり もん一家1店舗	飲食事業	店舗設備	48,000	—	自己資金又は借入金	平成29年 10月以降	平成30年 3月まで	(注) 4
平成31年3月期 出店予定屋台屋 博多劇場11店舗	飲食事業	店舗設備	528,000	—	増資資金、自己資 金又は借入金	平成30年 4月以降	平成31年 3月まで	(注) 4
平成31年3月期 出店予定こだわり もん一家3店舗	飲食事業	店舗設備	144,000	—	増資資金、自己資 金又は借入金	平成30年 4月以降	平成31年 3月まで	(注) 4
平成32年3月期 出店予定3月期 出店予定屋台屋 博多劇場12店舗	飲食事業	店舗設備	576,000	—	自己資金又は借入金	平成31年 4月以降	平成32年 3月まで	(注) 4
平成32年3月期 出店予定こだわり もん一家3店舗	飲食事業	店舗設備	144,000	—	自己資金又は借入金	平成31年 4月以降	平成32年 3月まで	(注) 4

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 上記の金額には店舗賃貸による差入保証金が含まれております。
 3. 完成後の増加能力は客席数を記載しております。
 4. 現時点において増加能力を見積もることが困難であることから、記載しておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,640,000
計	4,640,000

(注) 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割が行われております。これにより、発行可能株式総数は4,408,000株増加し、4,640,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,338,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	1,338,000	—	—

(注) 1. 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割が行われております。これにより、発行済株式数は1,271,100株増加し、1,338,000株となっております。
2. 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、新株予約権を発行しています。

① 第1回新株予約権（平成27年12月24日開催の取締役会決議による新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数（個）	369	369
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,690（注）1	73,800（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,288（注）2	165（注）2、3
新株予約権の行使期間	自 平成29年12月25日 至 平成37年12月24日	自 平成29年12月25日 至 平成37年12月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,288 資本組入額 1,644	発行価格 165 資本組入額 83（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要します。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	（注）6

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株あります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式について「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式

分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 付与された本新株予約権の内、2分の1はマザーズもしくはJASDAQ市場への新規上場日から2年を経過した時点で行使できるものとする。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収合併、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- ⑤ 新株予約権行使できる期間
上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれかが遅い日から、新株予約権の行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑧ 讓渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

② 第2回新株予約権（平成28年1月23日開催の取締役会決議による新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数（個）	6	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	60（注）1	1,200（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	3,288（注）2	165（注）2、3
新株予約権の行使期間	自 平成30年1月24日 至 平成38年1月23日	自 平成30年1月24日 至 平成38年1月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 3,288 資本組入額 1,644	発行価格 165 資本組入額 83（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要します。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3	（注）3

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株あります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式について「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 付与された本新株予約権の内、2分の1はマザーズもしくはJASDAQ市場への新規上場日から2年を経過した時点で行使できるものとする。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収合併、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- ⑤ 新株予約権行使できる期間
上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれかが遅い日から、新株予約権の行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑧ 講渡による新株予約権の取得の制限
講渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

③ 第3回新株予約権（平成29年3月29日開催の取締役会決議による新株予約権）

	最近事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年10月31日)
新株予約権の数（個）	30	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300（注）1	6,000（注）1、3
新株予約権の行使時の払込金額（円）	26,000（注）2	1,300（注）2、3
新株予約権の行使期間	自 平成31年3月31日 至 平成39年3月30日	自 平成31年3月31日 至 平成39年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 26,000 資本組入額 13,000	発行価格 1,300 資本組入額 650（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要します。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6	（注）6

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株あります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2．新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の1株当たり時価}}{\text{新規発行株式数} + \text{新株発行株式数}}}$$

なお、上記算式について「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3．平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されています。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤ 付与された本新株予約権の内、2分の1はマザーズもしくはJASDAQ市場への新規上場日から2年を経過した時点で行使できるものとする。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収合併、新設分割、株式交換または株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2.で定められる行使価額を調整して得られる再編後の払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使できる期間
上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれかが遅い日から、新株予約権の行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- ⑦ 新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑧ 講渡による新株予約権の取得の制限
講渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成27年11月1日 (注)1	57,420	58,000	—	26,000	—	—
平成28年3月31日 (注)2	6,000	64,000	73,500	99,500	73,500	73,500
平成29年3月30日 (注)3	1,900	65,900	24,700	124,200	24,700	98,200
平成29年5月31日 (注)4	1,000	66,900	19,000	143,200	19,000	117,200
平成29年10月12日 (注)5	1,271,100	1,338,000	—	143,200	—	117,200

(注) 1. 株式分割（1：100）によるものであります。

(注) 2. 第三者割当增资

発行価格 24,500円

資本組入額 12,250円

割当先 株式会社ダイヤモンドダイニング（現 株式会社DDホールディングス）

(注) 3. 第三者割当增资

発行価格 26,000円

資本組入額 13,000円

割当先 株式会社ベクトル

(注) 4. 第三者割当增资

発行価格 38,000円

資本組入額 19,000円

割当先 サントリー酒類株式会社

(注) 5. 株式分割（1：20）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成29年9月30日現在

区分	株式の状況							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	5	—	—	2	7	
所有株式数 (株)	—	—	—	30,700	—	—	36,200	66,900	
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	45.9	—	—	54.1	100	

(注) 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割が行われております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,900	66,900	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	66,900	—	—
総株主の議決権	—	66,900	—

(注) 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割が行われております。これにより、発行済株式数は1,271,100株増加し、1,338,000株となっております。

② 【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条及び第238条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 第1回新株予約権（平成27年12月24日開催の取締役会決議）

決議年月日	平成27年12月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社監査役 1 当社従業員 16
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の区分及び人数については、退職による権利の喪失及び役職変更により、本書提出日現在において、当社取締役4名、当社従業員15名に変更となっております。

② 第2回新株予約権（平成28年1月23日開催の取締役会決議）

決議年月日	平成28年1月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③ 第3回新株予約権（平成29年3月29日開催の取締役会決議）

決議年月日	平成29年3月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主への利益還元を行うことを重要な経営課題と認識しており、安定した配当を継続実施していくことを基本方針としております。

平成29年3月期につきましては、事業規模の拡大、財務体質の強化及び人材の採用・教育のための内部留保の充実を優先させるため無配を継続してまいりました。

今後におきましては、毎期の経営成績および財政状態を勘案しつつ、将来の事業基盤の安定のための内部留保を確保しながら、継続的に安定配当ができると判断した際には、配当を実施する予定であります。内部留保資金については、一層の事業拡大を目指すため、中長期的な投資原資として利用していく予定であります。なお、現時点においての配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

また、当社は余剰金を配当する場合、配当期末の年1回を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をする旨を、定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性9名 女性一名(役員のうち女性の比率一%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	—	武長 太郎	昭和52年1月24日生	平成9年10月 有限会社ロイスカンパニー（現当社設立） 代表取締役社長就任（現任）	(注) 3	716,000	
専務取締役	営業統括	秋山 淳	昭和54年3月2日生	平成12年7月 当社 入社 平成21年3月 当社 取締役総料理長就任 平成27年5月 当社 専務取締役営業統括就任（現任）	(注) 3	—	
取締役	人財育成部長	野瀬 健	昭和49年2月21日生	平成12年10月 当社 入社 平成23年10月 当社 執行役員人財育成部長 平成26年4月 当社 取締役人財育成部長就任（現任）	(注) 3	—	
取締役	管理部長	高橋 広宣	昭和55年2月29日生	平成13年8月 当社 入社 平成27年4月 当社 執行役員総務部長就任 平成27年5月 当社 常勤監査役就任 平成28年4月 当社 執行役員管理部長就任 平成28年6月 当社 取締役管理部長就任（現任）	(注) 3	—	
取締役	経営企画室長	岩田 明	昭和46年11月4日生	平成13年5月 当社 入社 平成19年1月 当社 常務取締役就任 平成28年3月 当社 常勤監査役就任 平成28年11月 当社 取締役経営企画室長就任（現任）	(注) 3	—	
取締役	—	赤塚 元気	昭和51年11月5日生	平成11年4月 ジャパン興業株式会社（現株式会社DREAM ON COMPANY）入社 平成18年1月 ジャパン興業株式会社（現株式会社DREAM ON COMPANY）代表取締役社長就任（現任） 平成28年11月 当社 取締役（社外取締役）就任（現任）	(注) 3	—	
監査役（常勤）	—	五宝 滋夫	昭和33年1月31日生	昭和56年4月 麒麟麦酒株式会社（現キリンビール株式会社）入社 平成19年3月 キリン株式会社経営監査部兼キリンホールディングス株式会社 グループ経営監査担当主査就任 平成20年3月 キリンディスティラリー株式会社、株式会社横浜赤レンガ、鶴見倉庫株式会社 監査役就任 キリンエンジニアリング株式会社、株式会社横浜アリーナ 監査役就任 平成21年3月 株式会社永昌源、株式会社鎌倉海浜ホテル 監査役就任 平成24年3月 キリンテクノシステム株式会社、キリンエコーブラジル株式会社、コスマ食品株式会社 監査役就任 平成24年11月 台湾麒麟啤酒股份有限公司 監察人就任 平成25年3月 関西キリンビバレッジサービス株式会社 監査役就任 平成27年6月 株式会社ShowcaseGig 常勤監査役（社外監査役）就任 平成28年6月 シライ電子工業株式会社 監査役（社外監査役）就任（現任） 平成28年11月 当社 常勤監査役（社外監査役）就任（現任） 平成29年6月 株式会社Kaizen Platform 監査役（社外監査役）就任（現任）	(注) 4	—	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
監査役	—	小泉 正明	昭和39年 10月4日生	昭和62年10月 平成3年8月 平成15年10月 平成16年6月 平成18年8月 平成20年6月 平成22年6月 平成27年2月 平成28年6月 平成28年11月 平成29年6月 平成29年6月	英和監査法人（現有限責任 あずさ監査法人） 入所 公認会計士登録 小泉公認会計士事務所設立 同所所長就任 (現任) 株式会社インターネットイニシアティブ 監査役（社外監査役）就任 双葉監査法人 代表社員就任（現任） ライフネット生命保険株式会社 取締役（社外取締役）就任 株式会社ツクイ 監査役（社外監査役）就任 株式会社キューソー流通システム 監査役（社外監査役）就任（現任） 株式会社ツクイ 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 当社 監査役（社外監査役）就任（現任） 石垣食品株式会社 社外取締役（監査等委員）就任（現任） 東京食品機械株式会社 監査役（社外監査役）就任（現任）	(注) 4	—
監査役	—	由木 竜太	昭和50年 10月6日生	平成12年10月 平成23年1月 平成28年11月	東京弁護士会 弁護士登録 フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士就任（現任） 当社 監査役（社外監査役）就任（現任）	(注) 4	—
計							716,000

(注) 1. 取締役赤塚元気は、社外取締役であります。

2. 監査役五宝滋夫、監査役小泉正明及び監査役由木竜太は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は平成29年9月26日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後2年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は平成29年9月26日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

当社は、監査役設置会社の形態を採用し、独立性の高い複数の社外監査役を選任するとともに、監査役の機能を強化することで、当社における業務執行に対する管理・監督機能の充実を図っております。

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、社内の統治体制の構築のためリスクコンプライアンス委員会を設置しております。また、意思決定の迅速化と機動的経営の実現のために、事業部会議を開催しております。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、取締役 6 名（うち 1 名社外取締役）により構成され、取締役の業務執行を監督するとともに、経営方針の策定、重要な業務の意思決定につき決議しております。原則として月 1 回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。また経営に対する牽制機能を果たすべく、監査役が取締役会へ出席しております。

(b) 監査役会

当社の監査役会は、監査役 3 名（うち常勤監査役 1 名、非常勤監査役 2 名）で構成されており、当該 3 名は全員が社外監査役の要件を満たしております。監査役監査につきましては、全員が株主総会、取締役会に出席し、取締役の業務執行を監督するとともに、常勤監査役は事業部会議にも出席し、日常的な経営監視を行っております。監査役会は原則として月 1 回開催されており、取締役会等への出席、取締役からの意見聴取および資料閲覧等を通じて得た事項につき協議しております。

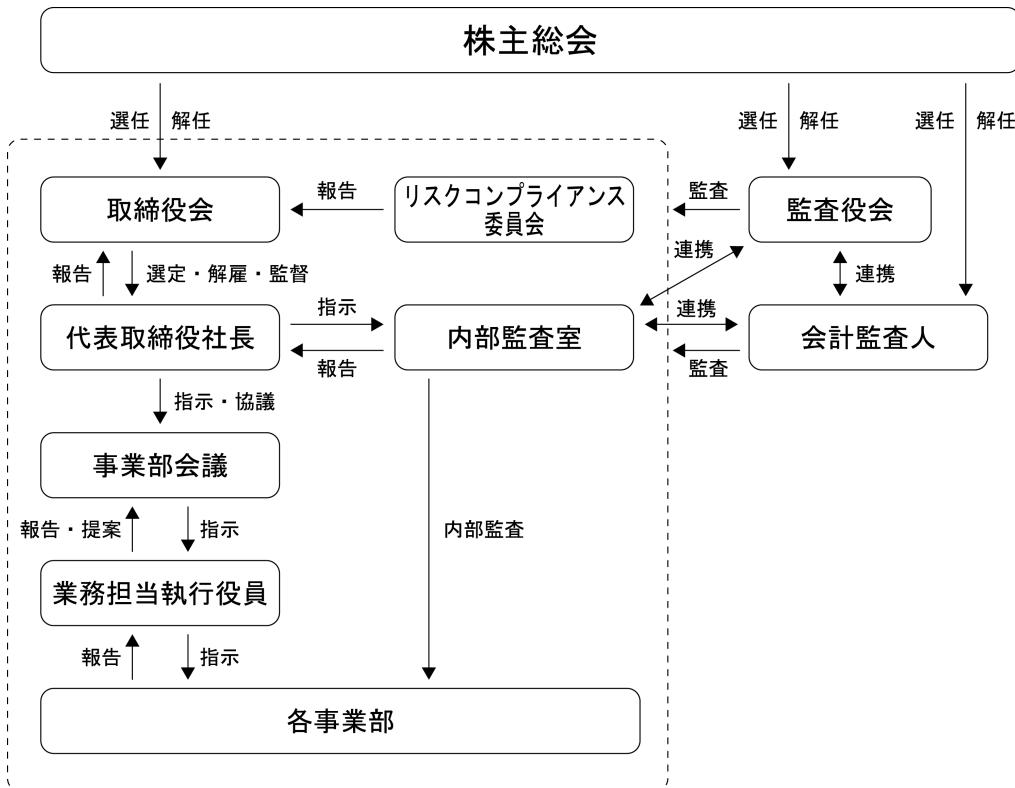
(c) 事業部会議

当社は、取締役および各事業部の担当執行役員等が参加する事業部会議を、原則として月 1 回開催しております。事業部会議においては、月次の営業状況の報告、日常業務における各部署の情報交換を行い、業務の進捗状況を確認し、意思決定の迅速化と業績の向上を図っております。

(d) リスクコンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントを実践するため、リスクコンプライアンス委員会を設置しております。リスクコンプライアンス委員会は各事業部の取締役及び執行役員を中心に構成されております。原則として月 1 回開催されており、諸法令等に対する役職員の意識向上及び様々なリスクに対する対応策等について協議し、リスクマネジメントおよびコンプライアンス遵守の強化を図っております。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



② 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、平成28年7月28日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

(a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「社訓」を制定し、「取締役会規程」をはじめとする社内規程を整備し、役職員に周知徹底しております。

監査役は、取締役会及び重要な会議に出席し、会社の意思決定の過程及びその結果が、法令及び定款に適合しているかを監査しております。

代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、社内における職務の執行が、社内規程に適合しているか監査しております。また、内部監査室は、監査役会及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。

なお、役職員の不正若しくは法令違反を発見した場合などについては、通常の伝達系統とは別に内部通報窓口を設置し、体制を整備しております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、その他重要な書類のうち取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

また、文書管理部署である管理部は、取締役及び監査役の閲覧要求に対し、何時でもこれらの文書を閲覧できる体制を整備しております。

なお、情報の漏えいや不正使用の防止及び情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努めております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ではリスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス、衛生管理及びその他の

様々なリスクについて、担当責任者を定め、想定しうるリスクに対しては、毎月開催されるリスクコンプライアンス委員会において、情報を共有しております。

また、リスクが実際に顕在化した際には、対応策をリスクコンプライアンス委員会委員長が、リスクの内容及び規模に応じて、責任対応者を任命し、迅速的に対応しております。重要な事項については、代表取締役社長及び取締役会に、報告することとしております。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。また、取締役会で決議を要しない事項については、事業部会議において決議しております。

日常の業務において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」や「業務分掌規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各責任者が機動的かつ効率的に職務を執行しております。

(e) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の企業集団は、当社および非連結子会社1社であり、毎月子会社の財務状況および業務執行状況などの報告を受けるとともに、子会社を含む企業集団としての経営につき協議し、当社および当子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認しております。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、常設で人員を配置することとします。当該使用人の選任、解任、移動等には、監査役会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役会の指示の実行性の確保に努めるものとします。また、監査役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないこととします。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

常勤監査役は、重要な意思決定の課程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役会又は使用者からその説明を求めております。

取締役又は使用者は、監査役の求めに応じて、必要な説明及び情報提供を行うこととしております。

また、取締役及び使用者は職務執行に関して法令及び定款に違反する、又は、そのおそれがある事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項を、発見し次第遅滞なく監査役に報告するものとしております。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、意見交換を行っております。また、内部監査担当及び会計監査人と三様監査によって定期的に会合を持ち、監査の過程で発見された問題点について意見の交換を行っております。

(i) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するために、全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の整備状況を確かめ、その有効性を評価し、さらに、決算・財務報告に係る内部統制の有効性を確かめております。

(j) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社は「反社会的勢力の対応に係る基本方針」を制定し、取引先がこれらと関わる企業若しくは団体であると判明した場合には、取引を解消することとしております。

また、新規の取引を開始する場合は、取引先の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、取引を開始しております。

万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問弁護士事務所および警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない方針を社内に周知しております。

③ リスクの管理体制の整備の状況

当社では、市場、情報セキュリティ、環境、労務、商品の品質・安全等様々な事業運営上のリスクについて、

「リスク管理規程」を制定し、リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的としたリスク管理を行っております。

当社におけるリスク管理体制は、取締役管理部長を委員長とし、各事業部の取締役及び執行役員を中心に構成する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、原則として毎月1回開催し、継続的にリスク管理状況の報告・検討を行い、予めリスク回避に努めております。不測の事態が発生した場合にはリスク管理委員長へ報告することとなっております。

また、コンプライアンス体制につきましても、経済活動その他の事項に関する法令等を遵守し、お客様、株主や社会からの信頼を高め経営の健全性を確保することを目的として「コンプライアンス規程」を制定し、これに従い全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。

「リスクコンプライアンス委員会」で継続的にコンプライアンスに関する情報の共有を図っている他、隨時顧問弁護士、税理士、社労士、監査法人等から助言及び指導を受けております。

なお、当社は「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報取扱事業者に該当し、取得、収集した個人情報の漏洩等は当社グループの信用力低下に直結することから、取締役管理部長を個人情報責任者として「個人情報管理規程」を制定し、適切に管理しております。

④ 知的財産保護に関する考え方及び他社の知的財産を侵害しないための社内体制

(a) 知的財産保護に関する考え方

当社は、重要な商標・ロゴ等については商標登録申請を行うことを基本方針としております。

なお、屋号・店舗名称等について他社が当社の商標権を侵害すると認められる状況で、当社に影響がある事案については、弁護士、弁理士と相談の上、侵害状況の調査を行い、都度必要な措置を講じることとしております。

(b) 他社の知的財産を侵害しないための社内体制について

他社の知的財産権の侵害については、組織的な社内体制はとっておりませんが、新たに考案された成果物及び作成物に関しては、まずは社内で検証し、必要に応じて弁護士、弁理士に相談することを基本方針としております。

⑤ 内部監査及び監査役監査

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査室を3名が年間の内部監査計画に基づき、業務の有効性・効率性や各種規程、職務権限に基づく牽制機能及びコンプライアンス重視等の観点から、監査を実施しており、業務執行の適正な運営・改善・法令遵守の意識向上を図っております。また、内部監査室は、内部統制部門から内部統制に係る情報等の提供を受け、適正な監査を行っております。

監査役監査は監査役3名（うち常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成されており、当該3名は全員が社外監査役の要件を満たしております。監査役は、監査計画に基づき監査を行うと共に、常勤監査役は、事業部会議についても出席し、取締役会の業務執行と会社経営の適法性を監視しております。また、内部監査担当、会計監査人とは定期的に三様監査によって、会合をもち、監査の過程で発見された問題点について意見交換を行い、当社業務の適法性確保に努めております。

これらの監査と内部統制部門との関係については、事業部会等において、必要に応じて内部監査室より報告を適宜報告に受け、意見交換を行っております。

なお、非常勤監査役の小泉正明氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。また、非常勤監査役の由木竜太氏は弁護士の資格を有し、法律に関する相当程度の知識を有しております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役を1名、社外監査役を3名選任しており、社外監査役は常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されております。社外取締役及び社外監査役と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について特別な利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価・是正する機能を有しております、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の重要な会議体に出席し、過去の経

験と幅広い知見から、取締役会等の意思決定における適法性を確保する為、経営陣から独立した中立的な立場で、助言・提言を行っております。

なお、内部監査、監査役監査及び会計監査との相互の連携を図るために、四半期に一度、情報交換及び意見交換をするものとしております。

内部統制部門との関係につきましては、内部統制状況の報告を含めた情報交換の機会を適宜設けるなど緊密な連携を図っております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または、方針を定めておりませんが、選任にあたっては、会社法の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしたうえで、見識や専門的な知見に基づく客観的かつ的確な監督又は監査が遂行できることを個別に判断し、十分な見識及び専門的な知識を有しております、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者を社外役員に選任しております。

社外取締役赤塚元気はジャパン興業株式会社での代表取締役社長として豊富な経験と幅広い見識があり、また長年にわたり飲食ビジネスに関する知見を蓄積していることから、経営レベルでの建設的な意見具申が期待されるため、当社の社外取締役として適任であると判断しております。社外監査役五宝滋夫は公認不正検査士の資格を有し、キリングループ会社や他会社の監査役を歴任されたことから、監査役として十分な経験と幅広い見識があり、当社の内部統制の強化に貢献頂けることが期待されるため、当社の社外監査役として適任であると判断しております。社外監査役小泉正明は公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有しており、その知見を当社の監査に活かして頂けると判断し選任しております。社外監査役由木竜太は弁護士として長年の経験から幅広い知識・識見を有しております、その専門的見地から当社の監査体制の強化に貢献頂けると判断し選任しております。

⑦ 会計監査の状況

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結して、会計監査を受けております。なお、当社の会計監査業務を執行した社員は川口宗夫及び向井誠の2名であります。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他3名で構成されております。

なお、継続監査年数に関しましては、いずれも7年以内のため記載を省略しております。

⑧ 役員の報酬等

(a) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	55,559	55,559	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	4,375	4,375	—	—	—	1
社外役員	3,500	3,500	—	—	—	4

(注) 役員ごとの報酬等につきましては、1億円以上を支給している役員が存在しないため、記載を省略しております。

(b) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員の報酬は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、各取締役の報酬額は、取締役会の決議により、役割、業績等を勘案のうえ決定し、各監査役の報酬額は監査役会において決定されます。

⑨ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除できる旨を、定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑩ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役または社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。なお、当社と社外監査役は、同規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない時に限られます。

⑪ 取締役、監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は5名以内とする旨を定款で定めております。

⑫ 取締役選任の決議要件

取締役の選任決議は、株主総会において議決権のある発行済み株式の総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑬ 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
5,000	—	8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針につきましては、監査公認会計士から提出された監査に要する業務時間等の見積もり資料に基づき、監査公認会計士等との協議を経て報酬額を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)及び当事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

- (1) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

①資産基準	2.7%
②売上高基準	1.5%
③利益基準	△3.2%
④利益剰余金基準	△13.6%

※会社間項目の消去後の数値により算出しております。

- (2) 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

①資産基準	2.7%
②売上高基準	1.4%
③利益基準	9.7%
④利益剰余金基準	△11.3%

※会社間項目の消去後の数値により算出しております。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等主催の各種セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	1,065,608	936,667
売掛金	53,077	65,889
原材料及び貯蔵品	19,995	23,077
前渡金	7,178	217
前払費用	45,806	71,010
繰延税金資産	11,828	9,922
その他	60,043	101,267
貸倒引当金	△1,064	△786
流动資産合計	<u>1,262,474</u>	<u>1,207,264</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,041,040	1,341,529
減価償却累計額	△289,239	△364,109
建物（純額）	751,800	977,419
構築物	1,846	1,846
減価償却累計額	△743	△964
構築物（純額）	1,102	882
車両運搬具	12,601	—
減価償却累計額	△9,055	—
車両運搬具（純額）	3,546	—
工具、器具及び備品	138,441	196,391
減価償却累計額	△86,723	△118,911
工具、器具及び備品（純額）	51,717	77,479
土地	6,215	6,215
リース資産	123,012	117,150
減価償却累計額	△78,702	△93,753
リース資産（純額）	44,309	23,396
建設仮勘定	9,082	66,293
有形固定資産合計	<u>867,774</u>	<u>1,151,686</u>
無形固定資産		
その他	3,809	3,704
無形固定資産合計	<u>3,809</u>	<u>3,704</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	155,348	91,056
関係会社株式	966	966
出資金	540	—
長期貸付金	680	380
関係会社長期貸付金	60,013	72,410
長期前払費用	25,685	36,049
敷金及び保証金	281,452	355,794
繰延税金資産	29,000	25,261
その他	12,872	12,872
投資その他の資産合計	566,559	594,792
固定資産合計	1,438,143	1,750,184
資産合計	2,700,617	2,957,448
負債の部		
流動負債		
買掛金	99,716	121,225
1年内返済予定の長期借入金	515,426	565,895
リース債務	22,025	19,266
未払金	233,276	256,395
未払費用	56,300	41,780
未払法人税等	24,045	41,608
前受金	65,409	80,108
資産除去債務	—	4,606
その他	23,271	76,175
流動負債合計	1,039,471	1,207,061
固定負債		
長期借入金	1,070,053	1,043,216
リース債務	24,591	5,315
資産除去債務	151,615	175,838
その他	85,858	51,671
固定負債合計	1,332,117	1,276,041
負債合計	2,371,588	2,483,102

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	99,500	124,200
資本剰余金		
資本準備金	73,500	98,200
資本剰余金合計	<u>73,500</u>	<u>98,200</u>
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
別途積立金	30,000	30,000
繙越利益剰余金	149,487	225,651
利益剰余金合計	<u>181,987</u>	<u>258,151</u>
株主資本合計	<u>354,987</u>	<u>480,551</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△25,958	△6,205
評価・換算差額等合計	<u>△25,958</u>	<u>△6,205</u>
純資産合計	<u>329,029</u>	<u>474,345</u>
負債純資産合計	<u>2,700,617</u>	<u>2,957,448</u>

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成29年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	978,012
売掛金	71,165
原材料及び貯蔵品	25,803
その他	117,321
貸倒引当金	△591
流動資産合計	1,191,711
固定資産	
有形固定資産	
建物	1,588,710
減価償却累計額	△374,914
建物（純額）	1,213,795
その他	393,115
減価償却累計額	△246,763
その他（純額）	146,351
有形固定資産合計	1,360,147
無形固定資産	3,652
投資その他の資産	
敷金及び保証金	372,218
その他	254,014
投資その他の資産合計	626,233
固定資産合計	1,990,032
資産合計	3,181,744

(単位 : 千円)

当第2四半期会計期間
(平成29年9月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	130, 250
1年内返済予定の長期借入金	596, 323
未払法人税等	28, 068
その他	480, 485
流動負債合計	1, 235, 127
固定負債	
長期借入金	1, 143, 761
資産除去債務	199, 799
その他	56, 551
固定負債合計	1, 400, 112
負債合計	2, 635, 239
純資産の部	
株主資本	
資本金	143, 200
資本剰余金	117, 200
利益剰余金	286, 869
株主資本合計	547, 269
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△764
評価・換算差額等合計	△764
純資産合計	546, 504
負債純資産合計	3, 181, 744

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	4,335,299	5,418,750
売上原価		
原材料期首たな卸高	13,300	17,697
当期原材料仕入高	944,803	1,183,228
当期商品仕入高	600,812	699,870
合計	1,558,916	1,900,796
原材料期末たな卸高	17,697	21,467
売上原価合計	1,541,218	1,879,328
売上総利益	2,794,080	3,539,421
販売費及び一般管理費	※1 2,684,024	※1 3,382,000
営業利益	110,055	157,421
営業外収益		
受取利息	1,091	460
有価証券利息	3,800	7,500
受取配当金	1,526	15
受取手数料	1,972	2,209
その他	1,775	1,876
営業外収益合計	10,166	12,061
営業外費用		
支払利息	15,136	12,999
その他	1,739	2,377
営業外費用合計	16,875	15,377
経常利益	103,346	154,105
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 878
保険差益	962	631
特別利益合計	962	1,510
特別損失		
固定資産除却損	—	※3 224
減損損失	※4 15,032	※4 32,049
投資有価証券償還損	—	5,397
関係会社株式評価損	30,129	—
その他	—	2,300
特別損失合計	45,162	39,972
税引前当期純利益	59,147	115,643
法人税、住民税及び事業税	22,113	42,452
法人税等調整額	2,323	△2,973
法人税等合計	24,436	39,479
当期純利益	34,710	76,164

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	2,923,969
売上原価	992,541
売上総利益	1,931,427
販売費及び一般管理費	※ 1,883,887
営業利益	47,540
営業外収益	
受取利息	3,985
受取手数料	1,136
その他	959
営業外収益合計	6,081
営業外費用	
支払利息	5,643
その他	1,618
営業外費用合計	7,261
経常利益	46,359
税引前四半期純利益	46,359
法人税、住民税及び事業税	17,092
法人税等調整額	549
法人税等合計	17,641
四半期純利益	28,717

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計		
		資本準備金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	26,000	—	—	2,500	30,000	114,777	147,277	173,277		
当期変動額										
新株の発行	73,500	73,500	73,500					147,000		
当期純利益						34,710	34,710	34,710		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	73,500	73,500	73,500	—	—	34,710	34,710	181,710		
当期末残高	99,500	73,500	73,500	2,500	30,000	149,487	181,987	354,987		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	—	—	173,277
当期変動額			
新株の発行			147,000
当期純利益			34,710
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△25,958	△25,958	△25,958
当期変動額合計	△25,958	△25,958	155,751
当期末残高	△25,958	△25,958	329,029

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本剰余金		利益剰余金				別途積立金	繰越利益 剰余金		
	資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金						
当期首残高	99,500	73,500	73,500	2,500	30,000	149,487	181,987	354,987		
当期変動額										
新株の発行	24,700	24,700	24,700						49,400	
当期純利益						76,164	76,164	76,164		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	24,700	24,700	24,700			76,164	76,164	125,564		
当期末残高	124,200	98,200	98,200	2,500	30,000	225,651	258,151	480,551		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△25,958	△25,958	329,029
当期変動額			
新株の発行			49,400
当期純利益			76,164
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	19,752	19,752	19,752
当期変動額合計	19,752	19,752	145,316
当期末残高	△6,205	△6,205	474,345

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	59,147	115,643
減価償却費	116,779	141,866
長期前払費用償却額	9,355	13,062
減損損失	15,032	32,049
貸倒り当金の増減額（△は減少）	83	△277
賞与引当金の増減額（△は減少）	△13,042	—
受取利息及び受取配当金	△2,618	△475
有価証券利息	△3,800	△7,500
支払利息	15,136	12,999
保険差益	△962	△631
有形固定資産売却損益（△は益）	—	△878
有形固定資産除却損	—	224
投資有価証券償還損益（△は益）	—	5,397
売上債権の増減額（△は増加）	△3,075	△12,812
たな卸資産の増減額（△は増加）	△6,695	△3,081
前渡金の増減額（△は増加）	△2,063	6,961
前払費用の増減額（△は増加）	△6,354	△25,329
仕入債務の増減額（△は減少）	27,462	21,509
関係会社株式評価損	30,129	—
未払金の増減額（△は減少）	74,708	23,118
未払費用の増減額（△は減少）	△6,248	△14,507
前受金の増減額（△は減少）	11,136	14,698
その他の資産の増減額（△は増加）	△18,314	6,033
その他の負債の増減額（△は減少）	△29,701	33,859
その他	1,987	1,153
小計	268,080	363,083
利息及び配当金の受取額	5,495	8,880
利息の支払額	△15,055	△12,886
法人税等の支払額	△718	△37,869
法人税等の還付額	8,078	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	265,881	321,207
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△6,000	△6,000
有形固定資産の取得による支出	△294,629	△433,521
有形固定資産の売却による収入	13,048	7,196
投資有価証券の償還による収入	4,530	6,040
短期貸付けによる支出	△190	△458
短期貸付金の回収による収入	610	20,818
関係会社貸付金の回収による収入	—	2,000
差入保証金の差入による支出	△38,859	△74,387
差入保証金の回収による収入	9,267	46
長期前払費用の取得による支出	△23,019	△29,527
その他	△2,960	543
投資活動によるキャッシュ・フロー	△338,201	△507,249

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	730,000	600,000
長期借入金の返済による支出	△510,854	△576,368
株式の発行による収入	147,000	49,400
リース債務の返済による支出	△22,441	△21,940
財務活動によるキャッシュ・フロー	343,704	51,091
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	271,383	△134,950
現金及び現金同等物の期首残高	734,682	1,006,066
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,006,066	※ 871,115

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	46,359
減価償却費	80,798
長期前払費用償却額	7,733
貸倒り引当金の増減額（△は減少）	△194
受取利息及び受取配当金	△3,985
支払利息	5,643
売上債権の増減額（△は増加）	△5,275
たな卸資産の増減額（△は増加）	△2,726
仕入債務の増減額（△は減少）	9,025
その他の資産の増減額（△は増加）	△22,076
その他の負債の増減額（△は減少）	26,791
その他	△513
小計	141,578
利息及び配当金の受取額	3,754
利息の支払額	△5,415
法人税等の支払額	△39,545
営業活動によるキャッシュ・フロー	100,372
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△266,339
有形固定資産の売却による収入	862
投資有価証券の償還による収入	81,225
資産除去債務の履行による支出	△4,641
差入保証金の差入による支出	△19,686
差入保証金の回収による収入	3,262
その他	△15,779
投資活動によるキャッシュ・フロー	△221,094
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	450,000
長期借入金の返済による支出	△319,027
株式の発行による収入	38,000
その他	△9,908
財務活動によるキャッシュ・フロー	159,064
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	38,342
現金及び現金同等物の期首残高	871,115
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 909,457

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原材料・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～47年

構築物 10年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原材料・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法によっております（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～47年

構築物 10年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5 キヤッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ5,570千円増加しております。

(追加情報)

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
給料及び手当	858,932千円	1,209,317千円
地代家賃	452,631千円	524,150千円
減価償却費	116,779千円	141,866千円
貸倒引当金繰入額	83千円	△100千円
おおよその割合		
販売費	7.4%	6.1%
一般管理費	92.6%	93.9%

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
車両運搬具	一千円	878千円
計	一千円	878千円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
工具、器具及び備品	一千円	224千円
計	一千円	224千円

※4 減損損失

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
千葉県柏市	(店舗) こだわりもん一家柏店	建物 車両運搬具 工具、器具及び備品 長期前払費用	15,032

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

こだわりもん一家柏店において、店舗移転の意思決定を行い、設備等を除却する見込みとなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、移転費用を含めた将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零として評価しております。

また、減損損失の内訳は、建物14,143千円、車両運搬具86千円、工具、器具及び備品121千円及び長期前払費用681千円であります。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都江戸川区	(店舗) 屋台屋博多劇場西葛西店	建物 工具、器具及び備品 長期前払費用	27,652
千葉県市川市	(店舗) こだわりもん一家行徳店	建物 長期前払費用	4,397

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

屋台屋博多劇場西葛西店及びこだわりもん一家行徳店において、店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、零として評価しております。

また、減損損失の内訳は、屋台屋博多劇場西葛西店27,652千円（内、建物24,731千円、工具、器具及び備品1,697千円及び長期前払費用1,223千円）及びびこだわりもん一家行徳店4,397千円（内、建物4,069千円及び長期前払費用327千円）であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	580	63,420	—	64,000

(変動事由の概要)

株式分割による増加 57,420株
第三者割当増資に伴う新株式の発行による増加 6,000株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	64,000	1,900	—	65,900

(変動事由の概要)

第三者割当増資に伴う新株式の発行による増加 1,900株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 至 平成27年 4月 1日 平成28年 3月 31日)	当事業年度 (自 至 平成28年 4月 1日 平成29年 3月 31日)
現金及び預金	1,065,608千円	936,667千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△59,542千円	△65,552千円
現金及び現金同等物	1,006,066千円	871,115千円

(リース取引関係)

前事業年度(平成28年 3月 31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主としてプライダル事業に係る設備（工具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	240,480千円
1年超	1,241,928千円
合計	1,482,409千円

当事業年度(平成29年 3月 31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主としてプライダル事業に係る設備（工具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	251,833千円
1年超	1,064,357千円
合計	1,316,191千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産で運用しており、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、債券及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、主に店舗物件の賃貸に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て短期の支払期日であります。借入金は、主に店舗に関する設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、与信管理規程に従って、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金については、契約時に保有会社の与信管理を行い、定期的に保有会社の与信状況の確認を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

借入金については、資金調達時において金利の変動動向の確認または他の金融機関との金利比較を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）を参照ください。）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,065,608	1,065,608	—
(2) 売掛金 貸倒引当金	53,077 △1,064		
	52,012	52,012	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	155,348	155,348	—
(4) 敷金及び保証金	281,452	277,518	△3,933
資産計	1,554,422	1,550,488	△3,933
(1) 買掛金	99,716	99,716	—
(2) 未払金	233,276	233,276	—
(3) 長期借入金（※）	1,585,479	1,588,500	3,021
負債計	1,918,472	1,921,493	3,021

（※） 1年内に返済期限が到来するものを含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

その他有価証券は債券及び投資信託であり、取引金融機関等から提示された価格によっております。
また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、想定した賃貸契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金及び(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

借入金のうち固定金利のものについては、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。また、変動金利によるものについては、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成28年3月31日
子会社株式	966

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。なお、当事業年度において、子会社株式について30,129千円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,065,608	—	—	—
売掛金	53,077	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	88,241	67,107	—	—
敷金及び保証金	12,979	15,146	110,783	142,543
合計	1,219,906	82,253	110,783	142,543

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	515,426	445,751	354,901	207,387	62,014	—
合計	515,426	445,751	354,901	207,387	62,014	—

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては一時的な余剰資金を安全性の高い金融資産で運用しており、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、主に店舗物件の賃貸に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、全て短期の支払期日であります。借入金は、主に店舗に関する設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、与信管理規程に従って、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金については、契約時に保有会社の与信管理を行い、定期的に保有会社の与信状況の確認を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、継続的なモニタリングを行っております。

借入金については、資金調達時において金利の変動動向の確認または他の金融機関との金利比較を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	936,667	936,667	—
(2) 売掛金 貸倒引当金	65,889 △786		
	65,103	65,103	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	91,056	91,056	—
(4) 敷金及び保証金	355,794	342,747	△13,046
資産計	1,448,621	1,435,574	△13,046
(1) 買掛金	121,225	121,225	—
(2) 未払金	256,395	256,395	—
(3) 長期借入金(※)	1,609,111	1,610,300	1,189
負債計	1,986,731	1,987,921	1,189

(※) 1年内に返済期限が到来するものを含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金及び(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

その他有価証券は債券であり、取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、想定した賃貸契約期間に基づき、合理的に見積もった将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金及び(2) 未払金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

借入金のうち固定金利のものについては、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により時価を算定しております。また、変動金利によるものについては、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	平成29年3月31日
子会社株式	966

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	936,667	—	—	—
売掛金	65,889	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	—	91,056	—	—
敷金及び保証金	20,265	111,890	12,062	211,577
合計	1,022,822	202,946	12,062	211,577

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	565,895	475,045	327,531	182,158	58,482	—
合計	565,895	475,045	327,531	182,158	58,482	—

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式966千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	67,107	100,000	△32,893
その他	88,241	92,663	△4,422
小計	155,348	192,663	△37,315
合計	155,348	192,663	△37,315

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式966千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2 その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
債券	91,056	100,000	△8,944
その他	—	—	—
小計	91,056	100,000	△8,944
合計	91,056	100,000	△8,944

3 事業年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他	81,225	—	5,397
合計	81,225	—	5,397

(注) その他の「売却額」は、繰上による償還額であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成27年12月24日	平成28年1月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社監査役1名 当社従業員16名	当社従業員2名
株式の種類及び付与数	普通株式 73,800株	普通株式 1,200株
付与日	平成27年12月25日	平成28年1月24日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、原則として本新株予約権の行使時において、被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要します。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めています。	権利確定条件は付されておりません。なお、原則として本新株予約権の行使時において、被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要します。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めています。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成29年12月25日 至 平成37年12月24日	自 平成30年1月24日 至 平成38年1月23日

- (注) 1. 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。
 2. 第1回新株予約権における付与対象者の区分及び人数については、退職による権利の喪失及び役職変更により、本書提出日現在において、当社取締役4名、当社従業員15名に変更となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	73,800	1,200
失効	—	—
権利確定	73,800	1,200
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	73,800	1,200
権利行使	—	—

失効	—	—
未行使残	73,800	1,200

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格(円)	165	165
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数（権利行使価格）に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の株式価値は、純資産価額方式に基づき算定しております。なお、算定の結果、付与時点における株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額であるため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとして算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-----------------------------|----|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一円 |
| ② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一円 |

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	平成27年12月24日	平成28年1月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名 当社監査役1名 当社従業員16名	当社従業員2名
株式の種類及び付与数	普通株式 73,800株	普通株式 1,200株
付与日	平成27年12月25日	平成28年1月24日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、原則として本新株予約権の行使時において、被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要します。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めています。	権利確定条件は付されておりません。なお、原則として本新株予約権の行使時において、被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要します。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めています。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成29年12月25日 至 平成37年12月24日	自 平成30年1月24日 至 平成38年1月23日

	第3回新株予約権
決議年月日	平成29年3月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
株式の種類及び付与数	普通株式 6,000株
付与日	平成29年3月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、原則として本新株予約権の行使時において、被付与者が当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要します。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めています。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 平成31年3月31日 至 平成39年3月30日

- (注) 1. 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。
 2. 第1回新株予約権における付与対象者の区分及び人数については、退職による権利の喪失及び役職変更により、本書提出日現在において、当社取締役4名、当社従業員15名に変更となっております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	73,800	1,200
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	73,800	1,200

	第3回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	6,000
失効	—
権利確定	6,000
未確定残	—
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	6,000
権利行使	—
失効	—
未行使残	6,000

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格(円)	165	165
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	1,300
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

(注) 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数（権利行使価格）に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の株式価値は、DCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価額を総合的に勘案して決定しております。なお、算定の結果、付与時点における株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額であるため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとして算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-----------------------------|----|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 一円 |
| ② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,442千円	4,179千円
未払金	3,956千円	一千円
未払費用	4,019千円	4,284千円
資産除去債務	46,091千円	55,252千円
関係会社株式	9,159千円	9,225千円
減損損失	一千円	1,288千円
その他有価証券評価差額金	11,357千円	2,738千円
その他	2,010千円	1,458千円
繰延税金資産小計	79,034千円	78,427千円
評価性引当額	△9,159千円	△9,225千円
繰延税金資産合計	69,878千円	69,201千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△29,045千円	△34,017千円
繰延税金負債合計	△29,045千円	△34,017千円
繰延税金資産純額	40,829千円	35,184千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	32.9%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	1.2%
住民税均等割等	5.4%	3.8%
評価性引当額の増減	15.5%	-%
法人税額の特別控除	△13.1%	△5.9%
留保金課税	-%	4.3%
その他	0.7%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.3%	34.1%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.0%から30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.0%から30.4%となります。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が2,007千円、その他有価証券評価差額金が583千円それぞれ減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が1,423千円増加しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社建物及び店舗建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～18年と見積り、割引率は0.33～2.47%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	122,910千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	26,555千円
時の経過による調整額	2,149千円
資産除去債務の履行による減少額	一千円
期末残高	151,615千円

当事業年度(平成29年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社建物及び店舗建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～18年と見積り、割引率は0.03～2.47%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	151,615千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	29,626千円
時の経過による調整額	2,162千円
資産除去債務の履行による減少額	2,959千円
期末残高	180,445千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に事業部を置き、各事業部は取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業本部を基礎としたセグメントから構成されており、「飲食事業」及び「ブライダル事業」の2つを報告セグメントとしております。

「飲食事業」は、主に当社が企画・業態開発した居酒屋・レストランなどの飲食店の直営店の運営を行っております。「ブライダル事業」は、主に結婚式の企画・施行、ブライダル施設の運営を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	合計
	飲食事業	ブライダル事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,354,038	1,981,260	4,335,299	—	4,335,299
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,354,038	1,981,260	4,335,299	—	4,335,299
セグメント利益 又は損失(△)	116,373	△6,317	110,055	—	110,055
その他の項目					
減価償却費	78,789	37,989	116,779	—	116,779
減損損失	15,032	—	15,032	—	15,032
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	458,888	277	459,166	576	459,742

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額576千円は、主に各報告セグメントに配分していない本社管理部門の資産であります。

2. セグメントごとの資産及び負債につきましては、各報告セグメントへの配分を行っていないため記載を省略しております。

3. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と一致しております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に事業部を置き、各事業部は取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業本部を基礎としたセグメントから構成されており、「飲食事業」及び「ブライダル事業」の2つを報告セグメントとしております。

「飲食事業」は、主に当社が企画・業態開発した居酒屋・レストランなどの飲食店の直営店の運営を行っております、「ブライダル事業」は、主に結婚式の企画・施行、ブライダル施設の運営を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	合計
	飲食事業	ブライダル事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,081,196	2,337,553	5,418,750	—	5,418,750
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	3,081,196	2,337,553	5,418,750	—	5,418,750
セグメント利益	109,194	48,227	157,421	—	157,421
その他の項目					
減価償却費	106,648	35,217	141,866	—	141,866
減損損失	32,049	—	32,049	—	32,049
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	898,812	895	899,707	3,887	903,594

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額3,887千円は、主に各報告セグメントに配分していない本社管理部門の資産であります。

2. セグメントごとの資産及び負債につきましては、各報告セグメントへの配分を行っていないため記載を省略しております。

3. セグメント利益は、損益計算書の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上に占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上に占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	飲食事業	プライダル事業	計		
減損損失	15,032	—	15,032	—	15,032

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	飲食事業	プライダル事業	計		
減損損失	32,049	—	32,049	—	32,049

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当社は非連結子会社を有しておりますが、利益基準及び剰余金基準からみて重要性の乏しい非連結子会社であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

当社は非連結子会社を有しておりますが、利益基準及び剩余金基準からみて重要性の乏しい非連結子会社であるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 (被所有) の所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Ikka Dining International , Inc	米国 ハワイ州 ホノルル市	300千 米ドル	飲食業	(所有) 直接100.0	資金の貸付	資金の貸付	—	関係会社 長期貸付金 (注2)	60,013
							利息の受取	354	その他流動 資産(未収入金) (注2)	540

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 (被所有) の所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者	武長 太郎	—	—	当社代表取 締役社長	(被所有) 直接56.6 間接31.3	当社借入契 約の債務被 保証	当社借入契 約の債務被 保証 (注2)	1,157,627	—	—
							当社不動産 賃貸借契約 の債務被保 証 (注3)	161,349	—	—
							当社リース 契約の債務 被保証 (注4)	46,617	—	—
							—	—	その他流動 資産(短期 貸付金) (注5)	20,000
						資金の貸付	利息の受取	559	その他流動 資産(未収 入金) (注5)	829
							当社不動産 賃貸借契約 の債務被保 証 (注3)	36,758	—	—
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	㈱彩美	千葉県 市川市	3,000	飲食業	—	固定資産の 売却	固定資産の 売却 (注6)	13,048	—	—

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 当社の金融機関からの借入金について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けて
いる借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払はありません。

3. 当社の店舗物件の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けている
物件について当事業年度に支払った賃借料を記載しております。なお、保証料の支払はありません。

4. 当社のリース会社に対するリース債務について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証
を受けているリース債務の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払はありません。

5. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
6. 当社の使用見込みのない店舗設備等を売却したものであり、帳簿価額から売却価額を決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

(1) 財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Ikka Dining International , Inc	米国 ハワイ州 ホノルル市	300千 米ドル	飲食業	(所有) 直接100.0	資金の貸付	資金の貸付	19,197	関係会社 長期貸付金 (注2)	77,210
							資金の回収	2,000		
							利息の受取	354	—	

(注) 1. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	武長 太郎	—	—	当社代表取 締役社長	(被所有) 直接54.3 間接30.3	当社借入契 約の債務被 保証	当社借入契 約の債務被 保証 (注2)	747,225	—	—
							当社不動産 賃貸借契約 の債務被保 証 (注3)	210,974	—	—
							当社リース 契約の債務 被保証 (注4)	24,582	—	—
							資金の回収 (注5)	20,000	—	—
							利息の受取 (注5)	78	—	—
	岩田 明	—	—	当社取締役	—	当社不動産 賃貸借契約 の債務被保 証	当社不動産 賃貸借契約 の債務被保 証 (注3)	11,280	—	—
	武長 彩子	—	—	—	—	当社不動産 賃貸借契約 の債務被保 証	当社不動産 賃貸借契約 の債務被保 証 (注3)	29,118	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社の金融機関からの借入金について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けて
いる借入金の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払はありません。

3. 当社の店舗物件の賃借料について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証を受けて
いる物件について当事業年度に支払った賃借料を記載しております。なお、保証料の支払はありません。

4. 当社のリース会社に対するリース債務について債務保証を受けております。取引金額については、債務保証

を受けているリース債務の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払はありません。
5. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
1 株当たり純資産額	257円05銭	359円90銭
1 株当たり当期純利益金額	29円91銭	59円49銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。
 2. 当社は、平成27年11月 1 日付で普通株式 1 株につき100株、平成29年10月12日付で普通株式 1 株につき20株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首より株式分割が行われたものと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。
 3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	34,710	76,164
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	34,710	76,164
普通株式の期中平均株式数(株)	1,160,329	1,280,208
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成28年 3月31日)	当事業年度 (平成29年 3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	329,029	474,345
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	329,029	474,345
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	1,280,000	1,318,000

(重要な後発事象)

(1) 当社は、平成29年5月25日開催の取締役会において、同日開催の臨時株主総会に第三者割当による募集株式発行について付議することを決議し、同株主総会で承認されました。その概要は以下のとおりです。取引先との関係強化を目的として、サントリー酒類株式会社を割当先とする第三者割当による新株発行を以下のとおり決議しました。

1. 発行する株式の種類及び数	普通株式 1,000株
2. 発行価額	1株につき38,000円
3. 発行総額	38,000,000円
4. 資本組入額	19,000,000円
5. 募集又は割当方法	第三者割当による新株式の発行
6. 払込期日	平成29年5月31日
7. 割当先及び割当株数	サントリー酒類株式会社 普通株式 1,000株
8. 資金使途	運転資金

(2) 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議において、平成29年10月11日を基準日とし同年10月12日を効力発生日とする普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的	当社株式の流動性向上を目的として株式分割を行っております。
2. 分割により増加する株式発行数	
株式分割前の発行済株式総数	66,900株
今回の分割により増加する株式数	1,271,100株
株式分割後の発行済株式総数	1,338,000株
株式分割後の発行可能株式総数	4,640,000株
3. 株式分割の効力発生日	平成29年10月12日
4. 1株当たり情報に及ぼす影響	(1株当たり情報)に記載しております。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

- ※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
給料及び手当	693,964千円
貸倒引当金繰入額	△194千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	
現金及び預金	978,012千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△68,555千円
現金及び現金同等物	909,457千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

- 1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	飲食事業	ブライダル事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,761,632	1,162,336	2,923,969	—	2,923,969
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,761,632	1,162,336	2,923,969	—	2,923,969
セグメント利益	10,766	36,773	47,540	—	47,540

(注) セグメント利益の合計額は四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

- 2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	21円57銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	28,717
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	28,717
普通株式の期中平均株式数(株)	1,331,442
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 2. 当社は、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首より株式分割が行われたものと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議において、平成29年10月11日を基準日とし同年10月12日を効力発生日とする普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的
当社株式の流動性向上を目的として株式分割を行っております。
2. 分割により増加する株式発行数

株式分割前の発行済株式総数	66,900株
今回の分割により増加する株式数	1,271,100株
株式分割後の発行済株式総数	1,338,000株
株式分割後の発行可能株式総数	4,640,000株
3. 株式分割の効力発生日
平成29年10月12日
4. 1株当たり情報に及ぼす影響
(1株当たり情報)に記載しております。

⑤ 【附属明細表】(平成29年3月31日現在)

【有価証券明細表】

【債券】

銘柄	券面総額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
レアル円連動円建2019年4月8日満期	100,000	91,056
計	100,000	91,056

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	1,041,040	343,131	42,642 (28,800)	1,341,529	364,109	84,713	977,419
構築物	1,846	—	—	1,846	964	220	882
車両運搬具	12,601	—	12,601	—	—	1,160	—
工具、器具及び備品	138,441	62,804	4,854 (1,697)	196,391	118,911	34,987	77,479
土地	6,215	—	—	6,215	—	—	6,215
リース資産	123,012	—	5,862	117,150	93,753	20,679	23,396
建設仮勘定	9,082	497,658	440,446	66,293	—	—	66,293
有形固定資産計	1,332,239	903,594	506,408 (30,498)	1,729,425	577,739	141,761	1,151,686
無形固定資産							
その他	8,077	—	—	8,077	4,372	105	3,704
無形固定資産計	8,077	—	—	8,077	4,372	105	3,704
投資その他の資産							
長期前払費用	40,276	29,295	9,052 (1,551)	60,519	24,469	13,062	36,049
投資その他の資産合計	40,276	29,295	9,052 (1,551)	60,519	24,469	13,062	36,049

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	新規出店に係る内装工事等による増加	343,131千円
工具、器具及び備品	新規出店に係る店舗備品等の購入による増加	62,804千円
建設仮勘定	新規出店に係る内装工事の中間金支払い等による増加	497,594千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建設仮勘定	新規出店に係る内装工事等の完成に伴う振替による減少	440,446千円
-------	---------------------------	-----------

なお、当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	515,426	565,895	1.050	—
1年以内に返済予定のリース債務	22,025	19,266	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,070,053	1,043,216	1.011	平成30年8月10日～ 平成33年12月20日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	24,591	5,315	—	平成30年7月10日～ 平成32年2月26日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	1,632,096	1,633,693	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため「平均利率」を記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	475,045	327,531	182,158	58,482
リース債務	5,042	272	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,064	786	177	886	786

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成29年3月31日現在)

① 流動資産

(a) 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	16,907
預金	
普通預金	850,602
定期預金	23,605
定期積金	45,552
計	919,760
合計	936,667

(b) 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社全東信	40,979
株式会社京葉銀カード	11,522
ちばぎん JCBカード株式会社	5,470
株式会社プライムプレイス	1,525
マクセルホールディングス株式会社	953
その他	5,437
合計	65,889

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日)
					$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
53,077	1,427,695	1,414,883	65,889	95.6	15.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

(c) 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
食材及び飲料	21,467
貯蔵品	
制服	733
タクシーチケット	121
その他	753
合計	23,077

② 投資その他の資産

敷金及び保証金

区分	金額(千円)
敷金	
三井住友信託銀行株式会社	100,000
三井不動産株式会社	20,217
三浜株式会社	13,500
山崎雅子	12,717
その他	209,359
合計	355,794

③ 流動負債

(a) 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社やつや	28,583
株式会社リンクモア	25,354
株式会社河内屋	11,382
かいせい物産株式会社	5,698
株式会社野村商店	4,315
その他	45,889
合計	121,225

(b) 1年内返済予定の長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社千葉銀行	179,657
株式会社京葉銀行	92,215
株式会社三井住友銀行	86,004
株式会社常陽銀行	70,610
日本政策金融公庫	42,165
その他	95,244
合計	565,895

(c) 未払金

区分	金額(千円)
従業員給与	124,476
経費未払金	120,262
その他	11,656
合計	256,395

④ 固定負債

(a) 長期借入金

区分	金額(千円)
株式会社千葉銀行	298,298
株式会社三井住友銀行	222,493
株式会社京葉銀行	158,228
株式会社常陽銀行	118,462
株式会社千葉興行銀行	83,457
その他	162,278
合計	1,043,216

(b) 資産除去債務

区分	金額(千円)
The place of tokyo	66,803
こだわりもん一家 西葛西店	6,339
こだわりもん一家 銀座店	4,953
こだわりもん一家 成田店	4,294
こだわりもん一家 本八幡店	4,206
その他	89,240
合計	175,838

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店(注)
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞社に掲載する方法とする。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.ikkadining.co.jp/
株主に対する特典	—

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年8月4日	武長 太郎	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	株式会社TKコーポレーション代表取締役武長 太郎	千葉県市川市八幡三丁目3番2-2801号	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役により議決権の過半数を所有されている会社)	200 (注)4	65,756,600 (328,783) (注)4	資産管理会社への株式の移行のため
平成29年3月30日	武長 太郎	千葉県市川市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社代表取締役)	西山 知義	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	400 (注)5	10,400,000 (26,000) (注)5	関係性を強化するため

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成27年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
5. 移動価格算定方式は次のとおりです。
DCF法(ディスクounテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
6. 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。分割前の移動のため、分割前の移動株数、価格(単価)で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③
発行年月日	平成28年3月31日	平成29年3月30日	平成29年5月31日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	6,000株	1,900株	1,000株
発行価格	1株につき24,500円 (注) 4	1株につき26,000円 (注) 4	1株につき38,000円 (注) 4
資本組入額	12,250円	13,000円	19,000円
発行価額の総額	147,000,000円	49,400,000円	38,000,000円
資本組入額の総額	73,500,000円	24,700,000円	19,000,000円
発行方法	第三者割当の方法による	第三者割当の方法による	第三者割当の方法による
保有期間等に関する確約	—	(注) 2	(注) 2

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成27年12月25日	平成28年1月24日	平成29年3月30日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	3,690株	60株	300株
発行価格	1株につき3,288円 (注) 5	1株につき3,288円 (注) 5	1株につき26,000円 (注) 6
資本組入額	1,644円	1,644円	13,000円
発行価額の総額	12,132,720円	197,280円	7,800,000円
資本組入額の総額	6,066,360円	98,640円	3,900,000円
発行方法	平成27年12月24日開催の取締役会において、ストック・オプションの付与に関する決議を行っております。	平成28年1月23日開催の取締役会において、ストック・オプションの付与に関する決議を行っております。	平成29年3月29日開催の取締役会において、ストック・オプションの付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところ

により提出するものとされております。

- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成29年3月31日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
5. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
6. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の 払込金額	1株につき3,288円	1株につき3,288円	1株につき26,000円
行使期間	平成29年12月25日から 平成37年12月24日まで	平成30年1月24日から 平成38年1月23日まで	平成31年3月31日から 平成39年3月30日まで
行使の条件	「第二部 企業情報第4 提出会社の状況 1株式等 の状況(2)新株予約権等の 状況」に記載しております。	「第二部 企業情報第4 提出会社の状況 1株式等 の状況(2)新株予約権等の 状況」に記載しております。	「第二部 企業情報第4 提出会社の状況 1株式等 の状況(2)新株予約権等の 状況」に記載しております。
新株予約権 の譲渡に關 する事項	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の承認を 要する。	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の承認を 要する。	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の承認を 要する。

8. 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。分割前の割当てのため、分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額で記載しております。
9. 第1回新株予約権における付与対象者の区分及び人数については、退職による権利の喪失及び役職変更により、付与時の当社取締役3名、当社監査役1名、当社従業員16名から、本書提出日現在において、当社取締役4名、当社従業員15名に変更となっております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社ダイヤモンド ダイニング 代表取締役社長 松村 厚久 資本金 530百万円	東京都港区芝四丁目1 番23号 三田NNビル18階	飲食事業等	6,000	147,000,000 (24,500)	当社取引先 特別利害関係者等 (大株主上位10 名)

(注) 1. 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、分割前の移動のため、上記割当数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

2. 株式会社ダイヤモンドダイニングは平成29年9月1日付で株式会社DDホールディングスに名称変更しております。

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社ベクトル 代表取締役 西江 肇司 資本金 1,957百万円	東京都港区赤坂四丁目 15番1号赤坂ガーデン シティ18階	PR企画立案及 び実施等	1,900	49,400,000 (26,000)	当社取引先 特別利害関係者等 (大株主上位10 名)

(注) 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、分割前の移動のため、上記割当数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

株式③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
サントリー酒類株式会 社 代表取締役社長 小島 孝 資本金 1,000百万	東京都港区台場二丁目 3番3号	酒類の販売	1,000	38,000,000 (38,000)	当社取引先 特別利害関係者等 (大株主上位10 名)

(注) 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っておりますが、分割前の移動のため、上記割当数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)で記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
秋山 淳	千葉県市川市	会社役員	600	1,972,800 (3,288)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
岩田 明	千葉県市川市	会社役員	400	1,315,200 (3,288)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
野瀬 健	千葉県船橋市	会社役員	400	1,315,200 (3,288)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
高橋 広宣	千葉県千葉市中央区	会社役員	300	986,400 (3,288)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く)16名、割当株式の総数1,990株に関する記載は省略しております。

2. 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。分割前の割当てのため、分割前の割当株数、価格(単価)で記載しております。

新株予約権②

新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く)2名、割当株式の総数60株に関する記載は省略しております。

(注) 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。分割前の割当てのため、分割前の割当株数、価格（単価）で記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
赤塚 元気	愛知県 一宮市	会社役員	300	7,800,000 (26,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 平成29年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成29年10月12日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行ております。分割前の割当てのため、分割前の割当株数、価格（単価）で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
武長 太郎 ※1、2	千葉県市川市	716,000	50.49
株式会社TKコーポレーション ※1、3	千葉県市川市八幡三丁目3番2-2801号	400,000	28.21
株式会社DDホールディングス ※1	東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル 18階	120,000	8.46
株式会社ベクトル ※1	東京都港区赤坂四丁目15番1号赤坂ガーデン シティ18階	38,000	2.68
The CFO Consulting株式会社 ※1	東京都港区南青山二丁目13番11号 マストラ イフ南青山4階	36,000	2.54
サントリー酒類販売株式会社 ※1	東京都港区台場二丁目3番3号	20,000	1.41
秋山 淳 ※4	千葉県市川市	12,000 (12,000)	0.85 (0.85)
西山 知義 ※1	東京都世田谷区	8,000	0.57
所有株式数8,000株の株主2名 ※4		16,000 (16,000)	1.13 (1.13)
所有株式数6,000株の株主2名 ※4		12,000 (12,000)	0.85 (0.85)
所有株式数6,000株の株主4名 ※5		24,000 (24,000)	1.69 (1.69)
所有株式数4,000株の株主1名 ※5		4,000 (4,000)	0.28 (0.28)
所有株式数2,000株の株主2名 ※5		4,000 (4,000)	0.28 (0.28)
所有株式数1,000株の株主5名 ※5		5,000 (5,000)	0.35 (0.35)
所有株式数600株の株主5名 ※5		3,000 (3,000)	0.21 (0.21)
計	—	1,418,000 (80,000)	100.00 (5.64)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名） 2 特別利害関係者等（当社代表取締役社長） 3 特別利害関係者等（当社役員等により議決権の過半数を所有されている会社） 4 特別利害関係者（当社取締役）
- 5 当社従業員
- 2. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
- 3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 4. 株式会社ダイヤモンドダイニングは平成29年9月1日付で株式会社DDホールディングスに名称変更しております

独立監査人の監査報告書

平成29年11月2日

株式会社一家ダイニングプロジェクト

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 宗 夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 向 井 誠 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社一家ダイニングプロジェクトの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社一家ダイニングプロジェクトの平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年11月2日

株式会社一家ダイニングプロジェクト

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 宗 夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 向 井 誠 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社一家ダイニングプロジェクトの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社一家ダイニングプロジェクトの平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月2日

株式会社一家ダイニングプロジェクト
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川 口 宗 夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 向 井 誠 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社一家ダイニングプロジェクトの平成29年4月1日から平成30年3月31までの第21期事業年度の第2四半期会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社一家ダイニングプロジェクトの平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

